

史料編纂

出版報告

『大日本史料 第五編之二十七』出版報告

堀川康史

本冊には建長三年（一二五二）の年末雜載及び建長二・三年（三十四～三十六冊）に関わる補遺を収めた。

年末雜載は、災異、神社、仏寺、公家、諸家、疾病・生死、学芸、莊園・所領、檢注、年貢・公事、訴訟、寄進、譲与・処分、売買・流質の一四項目に便宜分類して史料を収めた。通例に倣い、各項目のなかでは関係する事項ごとに史料をまとめ、もつとも早い月日にかかる史料を有するまゝよりから順に配列した。以下、注目される点について述べる。

仏寺の項。四月三日に行われた前醍醐寺座主勝尊から道賢（九条道家息、後の尊徹）への灌頂記が目を引く（五七～八六頁）。本書は醍醐寺文書と松田光氏所蔵文書に写本があり、醍醐寺本が善本と判断されるが、後半部を欠いているため、本冊では松田氏所蔵本を底本とし、醍醐寺本により校することとした。興福寺の項には、二〇二一年度に本所が購入した『東金堂細々要記』（北畠治房氏旧蔵）から、宝乘院火明奇人への鑑札発給に関する記事を取めた（四四～四五頁）。中世の鑑札の形態・様式を示す史料としては比較的早い時期のものと思われる。東大寺関係では、この間再興の動きが著しい知足院及び戒壇院に関する史料が目立つ（一〇二～一二三頁）。知足院・戒壇院における修学の様子については、学芸の項に収めた宗性・聖守の識語類（一九二～一九六頁）も合わせて参照されたい。このほか、西大寺の叡尊門流の活動も活発である（二二～三二頁）。

檢注の項。「西大寺文書」の西大寺寺本檢注并目錄取帳（二七八～二九三

頁）は、弘安三年（二二八〇）に小目代定西の書写本（①）とそれをさらに写したもの（②）の二種があり、従来の史料集ではもっぱら②が用いられてきたが、本冊ではより原本に近い①を底本とした。整った字とはいえず、本冊の翻刻は試案にとどまったくらいもあるが、②に比べて意味の通じやすい箇所も見受けられる。今後は①の参照も必要となる。『葛原文書』の紀伊隅田北莊檢注取帳（二九三～三二四頁）は全十八紙の断簡からなる檢注帳である。先行する史料集では接統案が示されてこなかったと思われるが、今回、紙継目上の墨痕・虫損に注目することで、一部ではあるが接統関係を復元することができた。二十八冊にて接統案を示した宝治檢注帳（二八三～二三三頁）と合わせて、一層の活用が期待される。

補遺編。建長三年四月三日条「修理宮城使等ヲ補ス」（三十五冊）は、本条補遺（四～六頁）に収めた史料から臨時除目が行われたと見られるので、網文を「臨時除目」に修正する。『師守記』の記事は造東大寺司長官が左大弁以外の弁官を兼ねた先例に関するもので、『史料纂集』の翻刻を一部改めた。九月十六日条「是ヨリ先、後嵯峨上皇御不弔、是日、御平癒ニ依リ、御薬ヲ止メラル」（三十六冊）は、編纂の過程で『岡屋関白記』九月十四日条を落としたことによるもので、今回、九月十六日条を削除し、九月十四日条「後嵯峨上皇御不弔」の条を立てた（三八～三九頁）。

公事関係では、八月六日条「春日社ノ触穢ニ依リ、祈年穀奉幣使ノ發遣ヲ延引ス」を立て（三三～三五頁）、二十八日に追行された祈年穀奉幣使延引の事情を記す史料を収録した。本条に収めた『康富記』文安六年三月十六日条には、六月五日の閑院内裏遷幸祈禱八社奉幣の際の平野社触穢に関する記述もあり、六月五日条の補遺として収録している（二二～二三頁）。八月二日に平野社触穢につき軒廊御下が行われているのは（八月二日条参照）、本日条と関係するものと思われる。閑院内裏遷幸については、六月二十一日条の補遺として、閑院内裏修理用途の在地転嫁がうかがわれる史料を「太宰府

天満宮文書」から採録した(一六〇―一七頁)ほか、七月十一日条「閑院内裏遷幸ノ後、始メテ内侍所御神楽ノ沙汰アリ、是日、中納言藤原實季ヲシテ、夏神楽ノ先例ヲ勘申セシメ給フ」を設け、遷幸後初度の内侍所御神楽に関する二条資季の答申を収録した(二七―二八頁)。

地域社会の様子がうかがえるものとしては、尾張海東中荘の公文職進止権をめぐる領家(池大納言平頼盛の孫三条局)と地頭小山長村・住人某の対立(五月二十一條)、近江多賀社の神事勤仕をめぐる同社と近隣莊園の相論(七月二十七日条)、紀伊名手莊と丹生屋村の用水相論に関する刃傷沙汰(九月二十二日条)を補った。名手莊・丹生屋村の相論については、次冊以降でも取り上げられることとなるだろう。

寂伝としては、源空(法然)の弟子乗願房宗源が七月三日に没しており、網文を立てた。逸話・教学に関わる史料は概ね同時代成立とされる史料を採録している。

本冊の編纂・校正にあたっては、所員各位から適宜助言を得たほか、原稿の準備・整理、大日本史料総合データベース(索引)の更新作業にあたっては、学術支援職員の館江順子氏(二〇二〇年度まで)、越川真人・高橋宙暉両氏(二〇二一年度から)の協力を得た。

(本編：目次二頁、本文三四八頁、補遺：目次九頁、本文五四頁、本体価格一〇、六〇〇円)

『大日本史料 第八編之四十四』出版報告

本冊には、延徳二年(一四九〇)年末雑載のうち禁中、幕府、諸家、生死・疾病に関する史料を収録した。

末柄 豊・川本慎自

諸家、生死・疾病の二条が分量の大半を占めており、諸家の条は廷臣諸家の往来・贈答にかかる記事が多い。したがって、公家日記およびその紙背文書が主要な材料になる。結果、仏寺の条を取めた前冊・前々冊では興福寺大乘院門主の手になる日記(『大乘院寺社雜事記』『政覚大僧正記』)の紙背文書の収録に意を用いたが、今冊では公家日記および廷臣が書写した典籍の紙

背文書の収録に意を注ぐことになった。

近年、デジタル・アーカイブズのかたちで史料所蔵機関による史料画像の公開が急速にすすみ、収録を検討すべき対象が増大したが、そのなかには袋綴冊子の形態で伝わり、従来披見が叶わなかった紙背文書が少なからず含まれている。実際に第八編として本冊ではじめて紙背文書を収録した史料に、三条西実隆の書写になる『叙位次第』、甘露寺親長の書写になる『公卿補任』、そして『山科家礼記』がある。それぞれの紙背文書の概要を示し、諸家の条に収録した文書のなから興味深いものを少しだけ紹介しておこう。

三条西実隆が書写した『叙位次第』は、宮内庁書陵部に所蔵される三条西家の旧蔵本に含まれ(函号四一五・二八九)、延徳三年九月末日に転法輪三条実香の蔵本を転写したものである。全部で二一紙の小冊で、料紙に用いられたのは、同二年および三年に実隆が受け取った文書だとみられる。本冊には六通を取めた。

そのうち五月七日付実隆充持明院基春書状(七九・八〇頁)は、延徳二年ではなく、長享三年(一四八九)のものという可能性も考えられるが、実隆と基春との交際の一端を示して興味深く、収録をはかった。基春は、当時在京していた土岐政房(美濃守護土岐成頼の子)の意をうけ、実隆に対し、仮名消息の手本あるいは源氏物語の詞章などを揮毫するように求めている。揮毫を希うにあたって政房は、三条西家領美濃国衙領の代官をつとめていた土岐氏被官の斎藤基広を介することをあえて避け、基春に仲介を依頼したのである。基春が京都と美濃とを往還しながら活動した具体相は『岐阜県教育史』通史編古代・中世・近世(岐阜県教育委員会、二〇〇三年)第二部第四章第三節二(三宅唯美執筆)に詳しいが、この活動は、基春の生母が土岐氏庶流則松益世(成頼の又従兄弟)の娘であったこと(京都御所東山御文庫所蔵史料勅封一―一―三「尊卑分脈」藤原氏系図頼宗公孫)に由来するらしく、成頼・政房父子との交流が深かった。基広が仲介に立つことは、所領の収益を楨杆として実隆に心理的な圧迫を与えることになりかねないだけに、これを避けたというのは、政房の配慮を強調するものになる。同時に、実隆が揮毫を断ると基春が政房に対して面目を失うと述べており、同じ廷臣の利害を守るために揮毫に応じるといふかたちに仕立てようとしたのだら

う。揮毫の依頼の仲介もなかなか大変だったということがわかる。

甘露寺親長が書写した『公卿補任』は、国立公文書館内閣文庫に所蔵されるもので、江戸時代中期の有職家速水房常（一七〇〇～一六九）の旧蔵にかかるといわれる。『公卿補任』五冊（函号一四七・三）のうちの第三冊から第五冊として伝わっている。第三冊は後小松院上（永徳三年～明徳三年）、第四冊は後花園院中（嘉吉二年～宝徳四年）、第五冊は後花園院下（享徳二年～寛正五年）を収め、いずれも延徳三年十月および十一月に書写した旨の奥書がある。三冊あわせて一六〇紙に及ぶ料紙は、長享三年から延徳三年にかけて親長が受け取った文書が中心をなしている。本冊にはおよそ三〇通を収めた。

第四冊、宝徳二年条の裏面に残る九月十九日付常祐（高倉永継）書状（一〇〇頁）は、『親長卿記』九月十八日および十九日条との対照によって延徳二年のものであることが確認できる。十八日条には「汁事あり」、十九日条には「同前」とだけ記されている。これを前提に永継の書状を読むと、永継は、前日に親長が催した汁講に参加し、この日も親長から朝の汁講に招く書状を受け取ったことがわかる。そして、連日の汁講への参加を表明した返事がこの手紙であった。永継は、前日の宴席が楽しく、幕府奉行人飯尾清房も知っていれば参加したものをと残念がっていたとのべる。そのうえで、「今朝の汁講は「精進」とのことなので、参加を迷いましたが、天用軒取龍（親長の弟）も在席するというので参加します。昨日の汁よりも不味いことにはないと思いますので」と続ける。直後に「比興々々」と記すとおり、これは軽口である。早朝に手紙を送って朝食に招待する一方、参加の返事に冗談で憎まれ口を書き付けてみるという両人の親交ぶりがうかがわれ、「汁事あり」という日記の素つ気ない記述からはまったく知られない「汁事」の実態が浮かび上がる。日記と紙背文書との相補関係をよく示す事例ともいえる。

『山科家礼記』は、山科家に仕えた青侍大沢久守らの日記である。一部を除いて宮内庁書陵部が架蔵し、定期的に重なる山科家当主言国の日記『言国卿記』とともに史料集のうちに公刊されており、よく知られた史料だが、紙背文書はほとんど利用されていない（木下聡「石丸利光の発給文書」『日本歴史』八八〇号、二〇二二年）。同記について延徳二年の冊は残っていないのだが、延徳三年の冊が残っており、その料紙に用いられているのは、

同二年および三年に山科言国や大沢久守らが受け取った文書が主だとみられる。本冊には二一通を収めた。

延徳三年三月五日条から九日条の裏面に残る（延徳二年）十二月廿二日付飯尾為頼書状（一六五頁）および同月十日条から十三日条の裏面に残る同日付渡辺昌書状（一六五・一六六頁）は、室町幕府奉行飯尾為脩・為頼父子と山科家青侍大沢久守との交流を示す文書である。両者の関係の由来として、大沢久守の妹「あや」が飯尾為数（為脩の父、為頼の祖父）の養女として飯尾為信のもとに嫁いだことが知られており（菅原正子「山科家の家司大沢久守と山城国山科東庄」同『中世の武家と公家の「家」』吉川弘文館、二〇〇七年）、『山科家礼記』には為脩の名が頻出している。

為頼の書状は、翌年正月四日の年頭出仕の準備にあたり、久守に経済的な援助を求めたものである（標出では山科家の助成を求めたとしたが、『言国卿記』に為脩の名が見えないことを考えると、大沢家の助成とすべきであろう）は為脩の被官で、同家の家宰というべき役割を果たす者であったと考えられる。右の書状では、為脩の出仕が困難であり、何とか為頼だけでも出仕をはかるべく奮闘していると語り、久守にも協力を求める。昌の尽力も与り、為脩・為頼父子と久守との関係は深かったといえる。

日常的な武士と下級廷臣との交流の一齣を浮かび上がらせる史料としては、『天変地妖記』の紙背文書として残る閏八月十二日付池田主計（勘解由小路家の青侍）充横川宗興書状（一六〇頁）も面白い。同書は、宮廷陰陽師勘解由小路在通・在重父子の手になる天変地妖勘文の控えをまとめたものである。依拠した影写本によって土御門範忠氏所蔵として掲げたが、現在は国学院大学図書館に所蔵されている。横川宗興は政所執事伊勢貞宗の被官で、先に在通に対して伊勢邸の座敷拡張工事の上棟に適用日時を尋ね、まさに閏八月十二日の卯時という回答を得ていた。ところが、これを失念したまま卯時を過ぎてしまい、困って再び日時を尋ねたのがこの書状である。これを勘解由小路家に持参した使者が戻ることのできる時間以降で、なるべく今日中の適時を教えて欲しい、それが無理なら二日以内で、とのべている。一見、宗興の行為はいい加減なもののように思われるが、それでも陰陽師から

勘申のあった日時でなければ上棟を行ない得ないことに注意しておきたい。

生死・疾病の条にみえる死没者のうち関連記事の多い者には、前建仁寺住持斯立周幢（正月十三日）、亀泉集証の弟子明叔真晃（三月二十日）、前南禅寺住持仲璋光圭（五月八日）、賀茂別雷社神主市継平（六月五日）、興福寺学侶深賢房管尊（八月四日）、興福寺衆徒豊岡頼英（八月二十三日）、遣明船居座俊中周鷹（九月二十九日）、関白一条冬良の生母南御方〓町頭郷の娘（十月十日）、東寺北面祐信（十一月四日）、後述する広沢尚俊（十一月二十四日）、興福寺学侶願教房信専（十二月二十二日）などがある。五山禅僧および興福寺僧について情報が多いのは、『蔭涼軒日録』および『大乘院寺社雑事記』の存在による。

このうち市継平の死亡については、今回、甘露寺親長書写の『公卿補任』第四冊、宝徳四年条の裏面に残る六月五日付山本親継充市保平書状（二二六頁）を見出したことで、初めて知られたものである。継平が在職していた賀茂別雷社神主については、六月六日に松下棟久がこれに還補されたことが、賀茂伝奏甘露寺親長の日記別記として伝わる符案（『親長卿記』伝奏奉書案）および賀茂奉行中御門宣秀の符案（『宣秀卿御教書案』）によって知られ、すでに同日条に立項してある（第八編之三十七、六四・六五頁）。ただし、親長は日次記（『親長卿記』）には何も記載せず、改替の経緯も不明であった。保平の書状は、この日の八時（やつどき）ごろに父継平が没したことを甘露寺家の青侍山本親継に充てて知らせたもので、賀茂伝奏への報告ということになる。同じく『公卿補任』第五冊、寛正五年条の裏面に残る鳥居大路諸平書状（二二六頁）は、継平の死をうけて空席になった神主について、まだ希望者が出現していないのであれば還任したいと伝えており、前日のうちに棟久が補されたことは知られていなかったようだ。結局、賀茂伝奏である親長は、自らの日記には継平の死について一切書きとめなかったのである。日記の記載が関連する紙背文書によって相対化される事例とも位置づけられる。

右の死没者のなかで最も知られている人物は広沢尚俊であろう。尚俊は、もともと観世座の猿楽師で彦次郎（金剛座四郎次郎大夫の子）といったが、將軍足利義熙（義尚）の寵愛をうけて近侍し、足利一門の名字広沢を与えら

れ、左馬助に任官した。このことは諸大名の反発を招いたが、義熙はさらに、みずからの侍女であった正親町三条公躬の娘を尚俊の妻室に充てようとし、二日で十七度の使者を送って命じ、かえって女性がいったん承諾のふりをしたうえで髪を切って逐電するという事件も生起している。尚俊は義熙の死にあたって出家し、一年半後に没した。その死を書きとめたのは大乘院尋尊だけであり、静かな余生を送っていたと思われる。

生死のうち誕生にかかり、『実隆公記』三月二十二日条にみえている町広光の産穢の期間について、標出に方便智院弁朝の出生によるものとして載せたが、そこに至る考証を示しておこう。『歴名土代』従五位下に延徳四年正月六日に叙爵した「藤資尹」を載せるが、傍書に「広光卿男」、尻付に「出家、弁朝上人是也」と見えている。『歴名土代』の奥書によれば、山科言継が同書を現在のかたちにとまとめた際、主要な材料のひとつに広橋家本からの転写本があり、広橋守光が町広光の実子であることをかんがみれば、この注記は正確なものだと考えられる。弁朝とは、『高山寺資料叢書一明恵上人資料第一』所載の高山寺聖教類第一部二九九「高山寺縁起」書写奥書に「于時永正十一稔応鐘中九日、於西山高山寺東坊方便智院草菴、以善財院御本如形写之者也、（中略）求道貧愚弁朝（従年廿五才）」とみえる者のことで、同縁起附載の「高山寺諸院歴住略次第」に「明律房上人弁朝（方便智院、日野町広光卿息、天文三年七月五日入滅、四十五歳）」という記載もある。永正十一年（一五一四）に二十五歳および天文三年（一五三四）に四十五歳とあるので、誕生は延徳二年になる。

最後に疾病では、蔭涼職亀泉集証の消化器系の疾患について『蔭涼軒日録』の記事を集成した部分が注目されよう。症状および治療にかかわり医師、薬種等について詳細な経過が知られ、口中から七、八寸の赤い虫を吐き出した五月十日を境に快方に向かったことがわかる。最悪の状況を脱した直後の五月十二日には遺言を記しており、本人も危急を感じていたことがうかがわれる。医師では、松井正才・上池院宗精・祖舜（竹田定盛の子）・清侍従といった法体の専門医師のほか、常喜軒春英寿芳や楽人豊原統秋（第九編之二十八、二六九〜二七二頁も参看）といった僧俗の医療に通じた者、さらには下京で活動していた「医比丘尼」などの多様な顔ぶれがあらわれ、薬種

に関する記述も豊富で、灸治や薬湯など療法も知られる。

なお、疾病の末尾近くに収めた『政覚大僧正記』延徳三年春日録裏の某仮名消息（三三三・三三四頁）は、血の道に中風を併発していた女性が薬種を贈られたことに感謝を示したものである。これは、十月十日に没した一条冬良の生母南御方の消息である可能性が高いと考えたが、確証が持てなかったため、同人の死没の記事にあわせて収めることは見送った。

本冊の編纂には、前冊までと同様、学術専門職員木村真美子の協力を得ていることを付言する。

（目次一頁、本文三三五頁、本体価格八、一〇〇円）

『大日本近世史料 細川家史料 二十七』出版報告

山口和夫・林 晃弘

「細川忠利文書 二十」の本冊では、まず、前冊に続き「公儀御書案文」と題された冊子より、寛永十七年（一六四〇）九月朔日から寛永十八年三月十三日までの細川忠利の幕府老中・役人・諸大名等諸方宛書状案二七三件と、原書に貼付された（附）十月二十四日附日向延岡有馬家老有馬純貞書状写一件を翻刻・校注した。寛永十八年三月十七日熊本で病没した忠利最晩年の書状案集である。

つぎに、忠利の江戸幕府老中等宛請書案を収める「御奉書之御請之御案文」をもとに、寛永十一年二月朔日から寛永十八年二月十五日までの七〇件を収録した。史料の詳細については後述するが、「公儀御書案文」とは別帳に仕立てられたものであり、相互に関連の強いものである。

以下、それぞれについて内容を紹介する。

〔公儀御書案文〕

本冊に収めた「公儀御書案文」の底本は、公益財団法人永青文庫所蔵・熊本大学附属図書館寄託「公儀御案文」寛永十七年六月〜十二月（整理番号十一―廿三―十四）のうち後半と、「公儀御書案文」寛永十八年正月〜三月（整理番号十一―廿三―十五）である。忠利は寛永十七年六月以降在国しており、同地で最期を迎える。

主な内容について、まず、政治的動向としては、家光は寛永十七年九月九日に月代を剃り、重陽の賀儀に臨んだという（五八八七）。体調はおおむね良好であったようである。前冊で裁定が下された生駒騒動について旧臣の処分がなされ、讃岐国の措置が大名らの関心事となっている（五八二一・五九〇五・五九〇六）。また、相良家の騒動も九月五日に処分が決し、忠利は九月十八日にはその情報を得ている（五八四三など）。本冊の期間も江戸では火事が頻発する（六〇一七）。寛永十七年十一月十五日には尾張徳川家の屋敷から出火した。家光の息女で徳川光友に嫁した千代姫（当時唯一人の実子）は、この時江戸城本丸に退避庇護されている（六〇〇〇）。

九州方面では、幕府船手衆の西国巡検について近隣の大名と対応の程度等につき意見を交わしている。船手衆一行は九月七日に豊後佐賀関を通り（五八二八）、日向・大隅・薩摩を経て、十月十八日に肥後の袋湊に到着し、二十三日には筑後へ向かった（五九二一・五九二六）。また、井上政重による平戸オランダ商館の破却についても、忠利は幾人かの大名・幕府役人と情報を共有している（五九〇二・五九〇六など）。

本冊において最も大きな出来事は、忠利の持病悪化と死去である。忠利は数年来体調がすぐれず、本冊の前半ではたびたび鷹野に出かけ（五九一七など）、寛永十七年十一月初めには肥後山鹿に湯治するなど、養生につとめている（五九六三）。

翌十八年正月十八日には八代の父忠興を訪ねる（六〇二三・十五卷一四〇七）。その後、正月中に病は悪化する。病症は二月二十三日附吉田浄元宛書案に詳しく記されている（六〇五二）。手足の痺れと萎え、舌のこわばり、発熱、頭痛、排泄障害、不眠に苦しむが、食事は摂っており、発症しなければ「いつものことく」話していると述べ、調薬を求めている。また、自筆を加え、在京の血族への伝言を依頼している。しかし、二月二十八日には酒井忠勝に江戸参勤が遅れる可能性がある旨を伝える（六〇五三）。三月十日の書状では、七日から下血し、十日までに三十六度に及び、吉田浄元に下向を求めたという。この段階では書判は叶わず、印判を代用することになっている（六〇六二・六〇六三）。

その後、「少駭」を得たようだが、「綿考輯録」（卷五十二）に収められる

「御煩之次第之覚」(高本慶宅子孫高本慶藏家相伝)によれば、三月十四日、医師高本慶宅の診脈を受けようとしたところで重篤な状態となり、医師衆は手を尽くしたものの十七日に息を引き取ったという。享年五十六。

前冊までと同様に、大名の生活や音信贈答、文化的な側面に関する書状案がある。晩年の忠利が熱中していたのが鷹犬で、有馬直純・木下延俊などへの書状でその魅力を語り、優れた犬を切望している(五八一六・五八四二・五八六七・五九四八)。

その他の大きな出来事として、寛永十七年六月十三日の北海道駒ヶ岳の噴火被害に関係する記載が目を引く。江戸でも大きな話題となっており、九月九日附の松前公広書状で忠利に詳報された。誤報とみられる点もあるが、本冊および既刊分の関連文書は、まとまった同時代史料として貴重である(五九〇二・五九一七・五九二五・五九二六・五九四八・五九六七・六〇一五)。

最後に、「公儀御書案文」の史料的な性格に関わる点をいくつかあげる。まず、宛先等に残る原本・写としては、財津永次宛書状(五八八九)が財津永倫原著「日田記」(文献出版、一九七七年)に写されている。写は十月九日附で、文言も「見廻」が「見舞」、「令祝着候」が「為悦之至候」となっている。本冊の範囲で確認したものはこの一件のみである。

本冊には沢庵宗彭宛の書状案がある(六〇五六)。両者の手紙の遣り取りは沢庵和尚全集刊行会編『沢庵和尚全集 巻四 書簡集』(工芸社、一九三〇年)から広く知られているが、忠利は自筆で書信していたとみられ、ここまでの「公儀御書案文」には収められていない。病床で出された最後の手紙のみ、右筆書で発信され、控えられることになった。

最後に、五八一七・五九五七に関する問題に触れておきたい。いずれも関長政宛で、前者では「鮎之鮓」を贈られ、忠利はそれを気に入る、まだ残りがあれば所望すると述べ、あわせて漬け方を尋ねる。後者では「鮎之鮓」が届いており、前のものよりも風味は落ちるが賞翫したと述べ、仕込み方の教示を得たことを謝す。鮎と鮓を贈られたのか、単なる誤記かは判断し難い。

〔御奉書之御請之御案文〕

底本は「御奉書之御請之御案文」(整理番号十一・廿四―二・一)である。老中等幕府役人の奉書を受け取った忠利が提出した請書等の案文を収録す

る。本史料を用いた研究に山本博文「近世初期の老中発給文書と月番制」(同「江戸時代の国家・法・社会」校倉書房、二〇〇四年、初出一九九二年)がある。

寛永十一年二月一日から寛永十八年二月十五日までの七〇件の案文が留められる。六〇九七の宛名のうち阿部忠秋の宛名は届けられずに江戸の光尚から返却されたため、六一三七―六一三九の三通は江戸にて判紙で調えられたため、墨線で抹消されている。これらのことから、この留書は請書の作成と並行して作成されたものであることがわかる。

なお、同じ題を持つ「御奉書之御請之御案文」(整理番号十一・廿四―二・二)は底本の写である。先に言及した抹消箇所は省略されている。また、「御内書御奉書并御請書御案文」(整理番号四―二―一〇〇)にも請書が写されるが、忠利の請書はすべて底本に収録されるものである。

底本の原表紙には次のようにある。

「寛永拾壹年二月分如此別帳記置也、

同 拾貳年分
同 拾三年分
同 拾四年分
同 拾五年分
同 拾六年分
同 拾七年分
御奉書之御請之御案文
同 拾八年分

寛永十一年二月に「別帳」となり、十八年まで書き継がれたことがわかる。寛永九・十年分の同様の請書は「公儀御書案文」に収録され、十一年分は双方に重複して案文が留められる。つまり、「別帳」というのは、「公儀御書案文」から別にされたということである。

なお、六〇九七・六一〇三・六一〇四の三件は「公儀御書案文」に記した案文を抹消し、底本に記録し直したものである。二十卷三四三九(〇六〇九七)には「御奉書御請帳二書入」、二十三卷四三二七(〇六一〇三)には「奉書御請之留二書写之」、二十三卷四五九四(〇六一〇四)には「御奉書留

二写之」と注記がある。このうち二十卷三四三九（六〇九七）は堀田正盛・阿部忠秋・松平信綱銘々宛書状で、同日の二十卷三四四五が土井利勝外三名宛請書であり、写し直す文書を取り違えた可能性がある。このほか、二十五卷五三〇二・五三三三・五三四一も請書であり、本来であれば「御奉書之御請之御案文」に留められるべきものである。

請書の様式は奉書に対応しており、宛名の敬称は「様」ではなく「殿」を用いる。例えば、六一〇三の場合、「公儀御書案文」の抹消された案文では「様」であるが（二十三卷四三二七）、「御奉書之御請之御案文」に改めて留め直したものは「殿」に変更している。また、書き止め文言は「恐々謹言」であるが、一部の案文は「恐惶謹言」となっている。脇付けは「御報」である。六〇九六・六〇九七・六一〇〇・六一〇一・六一〇二・六一〇三・六一〇四・六一〇五・六一〇六・六一〇七・六一〇八・六一〇九・六一一〇・六一一一・六一一二・六一一三・六一一四・六一一五・六一一六・六一一七・六一一八・六一一九・六一二〇・六一二一・六一二二・六一二三の二〇件は、御内書・奉書や召し等を受けて発給されたもので、請書と性格に近いが、宛名の敬称は「様」であり、書き止め文言も六〇九六以外は「恐惶謹言」であることから文書名を書状とした。

以上、『細川家史料』十六卷から二十七卷にかけ、「公儀御書案文」（寛永九十八年）・「御奉書之御請之御案文」（寛永十一十八年）の細川忠利文書を翻刻・校注してきた。ひとりの近世前期の大名の十年弱にわたる諸方との交際のあり様が明らかになり、書状案によつては忠利自身の政治思想や人となりを読み取ることができる。

ただし、これ以外に、年始その他の定例の書状のように記録されないものが存在したはずである。また、自筆文書もかなりの点数が発信され、内容も充実したものであったと推測される。右筆書の文書でも、底本の「公儀御書案文」にみられないものが少なからずある（例えば、「寛永十五年」三月五日附木下延俊宛書状、本所所蔵、貴重書〇八三五―一六）。このほかに判紙を用いて発給された忠利文書もある。これらの点については、他日、解題的な検討を加えることにしたい。また、永青文庫所蔵文書には、底本以外に一紙物の書状の案紙等もあり、全体を把握したのち、補遺として収録することを予定している。

登場する人名については巻末の人名一覧にて簡単な説明を加えてきた。当

初は不明であった人物も、刊行を進めるなかで比定し得たもの、誤りに気付いたものがあり、随時その後の冊に現れた際に修正を加えている。そこで訂正し得なかつたものをいくつか示すと、二十一卷三八四〇の「伊勢・因幡」は、地名ではなく、本文の「は不要で標出も訂正を要し、鞍作工の伊勢貞重である（二十五卷人名一覧参照）。二十五卷五〇六九の尚々書で底本の文字画像を象嵌した部分は、「三郎兵」と読むべきで、有馬直純の家臣有馬三郎兵衛である。また、その次の「検校」は同家家臣の渡辺検校で本文の両人名間に・を付す必要がある。

なお、本冊の原本校正に際しては、底本を所蔵する公益財団法人永青文庫と寄託先の熊本大学附属図書館から特段のご配慮を得た。記して感謝の意を表する。

（例言二頁、目次二八頁、本文・人名一覧三八二頁、二〇二二年三月九日発行、東京大学出版会発売、本体価格二二、二〇〇円）

『大日本古文書 家わけ第十六 島津家文書之七』出版報告

本冊には、前冊に続き、「御文書」と名付けられた巻子の文書を収録した。収録した巻子は以下の十三巻で、題名は巻子の外題に書かれたものである（カッコ内は架蔵番号）。

①御文書	家久公廿八	二十一通	卷三十三	(6-8)
②御文書	家久公廿九	二十三通	卷三十四	(6-9)
③御文書	家久公三十	二十四通	卷三十五	(6-10)
④御文書	家久公三十一	三十通	卷三十六	(6-11)
⑤御文書	家久公三十二	二十三通	卷三十七	(6-12)
⑥御文書	光久公一	二十二通	卷三十八	(7-1)
⑦御文書	光久公二	十八通	卷三十九	(7-2)
⑧御文書	光久公三	二十五通	卷四十	(7-3)
⑨御文書	光久公四	二十五通	卷四十一	(7-4)
⑩御文書	光久公五	二十二通	卷四十二	(7-5)

①御文書 光久公六 二十五通 卷四十三 (7—6)

②御文書 光久公七 二十一通 卷四十四 (7—7)

③御文書 光久公八 十八通 卷四十五 (7—8)

このうち、①から⑤までは黒漆塗第十一番箱に収められた卷子で、第十一番箱の卷子は前冊と本冊とですべて編纂したことになる。⑥から⑧は黒漆塗第十二番箱に収められている。これにより、本冊までに編纂を終えた箱は、黒漆特二番箱、黒漆第一番箱、黒漆第三番箱、黒漆第二番箱、黒漆塗第十番箱、黒漆塗第十一番箱となる。以下、卷子ごとにその主な内容を紹介する。

〔御文書 家久公廿八 二十一通 卷三十三〕

寛永十四年卯月二十五日付け鍋島勝茂書状から同年極月三日付け石谷為成(貞清)書状までが収められている。寛永十四年の島津家久は、前年よりの所労が癒えぬまま在国していた。家久の参勤は猶予され(二五〇八号)、將軍徳川家光からは上使や見舞の品が贈られるほか(二五一七号ほか)、治療のため京都の医師久志本式部や曾谷慶祐が薩摩へ差し下されている(二五〇七ほか)。この年は、家光も春頃から深刻な病に悩んでおり、家久のもとにもその様子が、細川忠利によつて詳しく報じられている(二五二一号)。そうした自身の病状への不安を打ち消す意味もあり、家光は病中にも関わらず、家久を見舞うための御内書を直判にて遣わしている様子が見える(二五一五号)。こうした中、十一月には、松倉勝家の領内である肥前島原でキリシタンが蜂起し、家久はそのことを幕府に注進している(二五二一号)。

〔御文書 家久公廿九 二十三通 卷三十四〕

寛永十四年極月三日付け松平定行書状から寛永七年カ正月十一日付け総持寺五院連署状までが収められている。この巻には、末尾の一通を除き、寛永十四年の冬に勃発した天草・島原の乱に関する書状等が収められている。キリシタンの蜂起にあたり、家久にも幕府から出陣が命じられ(二五二五号ほか)、縁戚関係にある伊予松山藩主の松平定行からは、出兵した際の心得や備えなどについて、家久が所労のため、家老の伊勢貞昌に指図の覚え書きが送られている(二五二六号)。家久は獅子島まで兵を進め(二五三七号)、豊後目付の下知を待っていると、老中から、島原に呼応して領地の肥後天草でキリシタンが蜂起した寺沢堅高の手勢や、細川忠利の加勢で手に余る場合

は、上使板倉重昌の指図に従い天草へ人数を差し向ける様、命じられる(二五二八号)。もともと、天草のキリシタンは間もなく島原へ移動したため、豊後目付の指図で、家久は国境まで兵を引き上げている(二五三七号)。しかし、島原での幕府勢は苦戦し、上使の板倉重昌が討ち死にした(二五四四号)のは周知の通りである。

〔御文書 家久公三十一 二十四通 卷三十五〕

寛永十五年正月十三日付け川勝正直(広綱)・佐々長次連署状から寛永十五年二月五日付け林吉政(勝正)書状までが収められている。この巻には、引き続き天草・島原の乱に関する寛永十五年の書状等が収められている。板倉が討ち死にした後、乱平定後の仕置きのために派遣された松平信綱と戸田氏鉄が有馬に到着し、替わりにキリシタンの籠もる原城攻めの指図を万事行い(二五四九号ほか)、石火矢や大筒を放っている様子(二五七一号)も見える。また、所労の家久に替わり島津勢の指揮を執るよう、嗣子の光久が正月に賜暇され、有馬へ下向している(二五五一号)。

〔御文書 家久公三十一 三十通 卷三十六〕

寛永十五年二月六日付け戸田氏鉄書状から元和三年カ七月二日付け上田重秀書状までが収められている。この巻に納められている書状は、二五七二号から二五七五号までは寛永十五年のもので、天草・島原の乱と家久の所労、光久の帰国に関する記事が見られる。二五七六号から二六〇一号までは慶長・元和期のものと年代比定できる書状が多く、家康側近である山口直友と本多正純、また琉球中山王尚寧からの書状が多い。内容的には朱印船貿易の記事が目につく。古い朱印状にて渡航する者がいるので、帰国後は残らず回収して幕府へ返納するよう、正純が家久に指図した書状もある(二五九二号)。

〔御文書 家久公三十一 二十三通 卷三十七〕

年未詳八月八日付け高野山興山寺勢誓書状から年未詳極月二十八日付け一色龍雲書状までが収められている。この巻に納められている書状等は、年未詳のものほとんどである。比定できる年号を見ても、慶長・元和、寛永とまとまりがない。おそらく、御文書を成巻する際、年紀がわからない家久宛のものをこの末尾の巻に収めたのではなからうか。

〔御文書 光久公二 二十二通 卷三十八〕

年未詳八月三日付け伊東祐慶書状から寛永十五年五月二十八日付け小笠原忠知外二名連署状までが収められている。本巻より、島津光久宛の書状等が収められた巻となる。この巻の文書は、二六三五号・二六三六号・二六三七号以外は、寛永十五年のものである。天草・島原の乱に関する情報のほか、家久の死没に関する記事などが記されている。先にふれた様に、光久は島津勢指揮のため寛永十五年の正月に賜暇され、有馬に着陣するが（二六四〇号・二六四三号）、家久の様態が悪化したため（二六四二号）薩摩へ帰国し、生前の家久に対面を果たしている（二六五一号）。家久は二月二十三日に没したため（二六四五号・二六五一号）、光久は幕府へそのことを報じ、家光からは香奠として銀子五百枚と使者が遣わされた（二六五二号）。また、松平定行からは、家久の葬儀や死没に関わる幕府への対応、代替わり後の国元の仕置き、家中への処遇などについて、九箇条に及ぶ助言が光久に対してなされている（二六四六号）。定行の正室と継室は家久の養女なので、定行と光久は義兄弟の関係にあった。天草・島原の乱は、二月二十七日にキリシタン勢の籠もる原城が落ちて（二六四八号）終結するが、乱の中心的人物の一人芦塚忠右衛門の子権右衛門が、光久の実弟で家臣の北郷家を継いだ久直の元に潜伏しているとの情報があり、光久は松平信綱・戸田氏鉄から、捕縛と護送を命じられたり（二六五三号）、乱の勃発の責任を問われて四月十二日に改易された松倉勝家の島原城から、大筒等の武器を接収し大坂へ回送するための船の調達を命じられるなどしている（二六五四号ほか）。また、筑後柳河藩主立花家の重臣である由布惟与からの書状（二六五〇号）に、諸家の侍がキリシタン勢との戦闘で討ち死にしたことについて、「諸家之侍共、百姓にころされ候事、無念之次第と笑申事候」と記されている一節があり、侍と百姓との身分の違いが意識されている様子が見え興味深い。また、光久が寛永八年に叙任された四位侍従の口宣（口宣案）が、二十年後の慶安四年になってようやく作成されることを通達した江戸幕府老中連署奉書案があり（二六三七号）、十七世紀前期における近世武家官位に対する武家の認識、叙任手続きなどについて窺うことができる。

〔御文書 光久公一 一八通 卷二十九〕

年未詳九月二日付け松平定頼書状から寛永十六年閏十一月五日付け細川忠

利書状までが収められている。概ね寛永十六年の書状や江戸幕府老中連署奉書である。寛永十五年五月八日、光久は遺領を安堵され（「島津家譜」架番号・四一七五・六二一・二）、七月には藩主として初入国をする（二六六五号）。家督相続に際しては、琉球国司の尚豊から祝儀が贈られる（二六六二号）とともに、島津家の厚恩により知行を安堵されたことを忘れず、永代忠節を誓うことを記した書状（二六五八号）と起請文（二六五九号）が差し出されている。また、ポルトガル人を追放し以後の来航を禁じる幕府の命とその伝達について記した細川忠利の書状（二六六三号）や、ポルトガル船来航禁止に伴い、琉球を通じた生糸・薬種の調達を幕閣が光久に命じていることを記した長崎奉行の連署状（二六六九号）、大船の新造禁止と五百石以上の船を破却させようとしている幕府の意向を伝える松平定頼（松平定行の嗣子）の書状（二六五七号）、八月十一日に江戸城本丸が天守を残して全焼したことを記す書状（二六六六号・一六六七号）などが注目される。

〔御文書 光久公三 二十五通 卷四十〕

寛永十六年閏霜月七日付け土井利勝書状から年未詳六月二十四日付け阿部忠秋奉書までが収められている。概ね寛永十七年の書状や江戸幕府老中連署奉書である。寛永十六年八月に焼失した江戸城本丸の再建は滞りなく進み（二六七六号）、同十七年四月に家光が移徙をした記事（二六八八号）や、ポルトガル船が貿易再開嘆願のため長崎に来航したこと（二六八九号）、相良騒動の決着（二六九〇号・二六九二号）、琉球に明国皇帝の勅使が来航し、尚豊に国王の冠を授けたこと（二六九六号）などが見える。

〔御文書 光久公四 二十五通 卷四十一〕

年未詳八月二十日付け松平信綱・阿部忠秋連署奉書から寛永二十年九月七日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね寛永十八年から二十年にかけての江戸幕府老中連署奉書や書状である。寛永十八年八月、光久は領内の薩摩国長野（永野）金山で採掘した砂金を家光に献上し（二七〇一号）、十二月には幕府への金山献上を言上する（二七〇九号）。このことが披露されると家光の機嫌は良く、寛永十九年中は光久に金山の仕置きと採掘を任せるとの上意を得ている（二七一〇号）。また、寛永十八年九月には、将軍家光に若君（後の家綱）が誕生し（二七〇二号・二七〇四号）、同二十年

になると江戸城の二丸・三丸の作事が行われ、若君の住居とされている(二七一七号・二七二一号)。ところで、寛永十八年二月、幕府による「寛永諸家系図伝」編纂事業が開始され、諸大名は系図の提出を命じられるが、光久は同年十二月、林信勝(道春、羅山)に提出前の系図の草稿を見せ、助言を受けていることがわかる(二七〇七号)。また、分家の日向国佐土原藩主の島津忠次(久雄)から乞われ、系図の写しを与えている様子も見える(二七〇八号)。そのほか、寛永十九年の奥州におけるキリシタンの摘発(二七一四号)、同二十年の筑前大島へのパテレン上陸(二七一八号)に関するもの、同年の素鷲宮(後光明天皇)の即位を申沙汰したいという家光の執奏に関するもの(二七二四号)なども注目される。なお、二七一五号の寛永二十一年に発給された江戸幕府老中連署奉書は、大野充彦氏の種類によれば「切紙奉書」になる(「江戸幕府発給文書について」高知県教育委員会文化振興課編『土佐藩主山内家歴史資料目録』一九九一年)が、寛永末年にはすでに「切紙奉書」が発給されており、登城召以外にも用いられている事を示す事例となる。

〔御文書 光久公五 二二二通 卷四十二〕

寛永二十年十月三日付け阿部忠秋・阿部重次連署奉書から寛永二十一年カ十二月二十二日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね寛永二十年秋から同二十一年のもので、二七三五号・二七四三号以外は江戸幕府老中連署奉書である。寛永二十年秋には、前述した筑前大島へのパテレン上陸事件が起きている(二七四四号)、冬には、異国船が奥州・九州筋に姿を見せたという情報があり(二七二七号)、南部領では風で遭難し漂流していたオランダ船が拿捕されたり(二七四五号)、日向国の伊東祐久領や秋月種春領、島津領の沖にも現れるなどしており(二七二八号)、光久へも、領内を油断なく申し付けるようにとの上意が申し渡されている(二七三四号)。寛永二十一年の六月に光久は、代替わりした琉球国司尚賢を召し連れて参府するが、それに関連する奉書も見える(二七二六号・二七三八号・二七四一四号・二七四二号)。同月には、長松(徳川綱重)誕生の祝儀献上に対する奉書も出されている。

〔御文書 光久公六 二二五通 卷四十三〕

年未詳正月十一日付け琉球中山王尚賢書状から正保三年十月十六日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね正保二年から同三年十月までの江戸幕府老中連署奉書や書状等である。引き続き異国船関係の内容をもつものが多く見られる。正保二年二月十二日付けで、異国船領内着岸の際の取り計らい方について江戸幕府老中連署奉書が出され(二七四九号)、翌年あらためて、異国船来航の際はその奉書の趣に従うべきことが幕府より指示されている(二七六〇号)。そして、正保三年七月に島津領内へ異国船が着岸したこと(二七六三号)や、松平定行が異国船仕置きを仰せ付けられ賜暇・帰国し、光久が出府中のため、島津家重臣達に異国船着岸の際の対処について指図する(二七五一号・二七五二号)といったことなども確認できる。また、福王の勅使が琉球に来航し、定行より来航の意図を確認するよう求められるなど、明清交替の動乱の影響も窺うことができる。その他、正保三年の秋に家光が眼病や瘡を煩ったこと(二七六五号・二七六六号・二七六七号・二七六九号・二七七〇号・二七七一号)、若君(家綱)の着袴(二七四八号)と大納言任官のこと(二七五三三号)、鹿児島城の石垣修理と堀深いを願い出したこと(二七五五号)なども見える。

〔御文書 光久公七 二二二通 卷四十四〕

正保三年十月二十一日付け江戸幕府老中連署奉書から正保四年三月六日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね正保三年十月から同四年三月までの江戸幕府老中連署奉書等である。この巻にも、正保三年十月に鄭芝龍より南明への加勢を乞う書簡が到来したこと(二七七二号)や、同年十二月に、琉球を通じて大陸の様子がわかったら、風説でもよいので注進するようにと、老中より光久へ指図があったこと(二七八〇号)など、明清交替に関わるものが目につく。また、正保三年の十一月には家光の所労が快復し(二七七三三号ほか)、二丸東照宮へ参詣したり(二七七六号)、鷹狩りにし(二七七七八号)などしている様子が見られる。快復した家光は、正保三年の暮れに、翌年の四月に家綱を伴って日光社参することを企てるが、再来年が家康の三十三回忌に当たることから、その時まで延引することになっている(二七八五号)。なお、本巻には、牧野信成と松平乗寿の連署あるいは単独の

奉書が五通、収められている。信成は寛永十八年八月九日、乗寿は正保元年四月二十一日に、それぞれ家綱附を命じられており、光久の家綱への献上や御機嫌伺い等に関する奉書である。

〔御文書 光久公八 十八通 卷四十五〕

正保四年三月六日付け牧野信成、松平乗寿連署奉書から慶安元年四月十一日付け松平信綱・阿部忠秋連署奉書までが収められている。概ね正保四年から慶安元年（正保五年）の江戸幕府連署奉書等である。正保四年六月二八日、ポルトガル国王の使節を乗せた船が長崎に入港し、貿易の再開を求める事件が起きる。そのため、幕府は周辺の大名家へ、長崎まで人数を差し出すよう命じた。光久には、領内に島や湊が多くあることから、長崎ではなくそれらの場所へ人数を配置するよう命じられているが（二八〇一号）、八重山諸島は遠所なので人数を置く必要はなしとの上意を得ている（二八一一号）。

この事件の影響であろう。翌慶安元年二月には、異国船来航の際の取り計らいは正保二年の老中奉書の趣に従うべきことが再度指図され（二八〇九号）、同年三月にはキリシタン詮索のため、大目付井上政重と長崎奉行馬場利重が江戸から長崎へ遣わされている（二八一〇号ほか）。そのほか、正保四年三月、家綱が虫気を煩うも（二七九三号ほか）、程なく本復した事（二七九六号ほか）、正保四年三月、一昨年琉球より大陸に渡航した船が戻ったことを受け、正保三年の秋冬における大陸の様子を上申することを光久が老中へ申し出したこと（二七九五号）、正保四年四月、琉球国司尚賢が相続に際する起請文を差し出したこと（二八〇〇号）、正保五年正月、秀忠の十七回忌にあたり、軽罪の者を赦免するよう幕府が諸国へ達したこと（二八〇六号）、慶安元年十二月、徳松（徳川綱吉）が三丸へ移徙したこと（二八〇四号）などが見える。

本冊の挿入図版は、松平定行条書（二六四六号）、細川忠利書状（二六六三号）、林信勝書状（二七〇七号）、江戸幕府老中連署奉書（二七七二号）の四点を収めた。内容については右で触れた通りである。なお、巻末に、花押一覧と印章一覧を収めた。

（例言二頁、目次二四頁、本文三三一頁、花押一覧二六頁、印章一覧三頁、挿入図版四葉、本体価格二一、七〇〇円）

『大日本古文書 家わけ第十 東寺文書之十八』出版報告

高橋敏子

東寺文書は、京都府所蔵で京都府立京都学・歴史館保管の「東寺百合文書」のうち、ひらがなの函の翻刻・校訂を継続している。本冊には、前冊に収載した「そ函」の継続分として文龜二年（一五〇二）以降の文書、および「つ函」の文書全部、「ね函」の応永七年（一四〇〇）学衆方評定引付、長祿三（一四五九）・四年、寛正元・二年の鎮守八幡宮供僧評定引付を収録した（以下、「東寺百合文書」原本については、函名・番号の記載のみで典拠を示す）。

『大日本古文書 東寺文書』は、収納保管の函ごとに、年月日順に文書を配列する方針を採用している。しかしながら、本冊に収録した「つ函」の文書については、他の函と異なり、全七巻の巻子に編成表装されているため、その配列は年月日によらず、巻子の編成順とした。「つ函」成巻の経緯については、東寺における文化財政策と関わりがあり、具体的には次の通りである。

東寺では、早く一九〇九年（明治四二）に宝物館を設けていたが、現在のような収蔵庫を伴わず陳列場としての機能しか備えていなかったため、大正末から昭和にかけての時期には、陳列だけではなく保存・研究の機能を伴った宝物館を建設することが、寺のあらたな課題となっていた。一九三〇年（昭和五）の寺内食堂の火災焼失も、宝物保護への流れを促進した。そこで一九三六年（昭和一一）四月に、宝物館建設の準備にあたるため、東寺什宝調整局を寺内に設置して宝物の整理に着手するとともに、修理などの事業も行った。「つ函」の修理表装は、その事業の一環として行われたもので、一九三八年（昭和一三）七月に全七巻の修理成巻を完了している（東寺什宝調整局「昭和十三年八月三十日付稟議書（同年九月二日回覧）」、東寺所蔵）。また、「ま函」「て函」についても同じく什宝調整局によって修理表装（巻子・冊子）が施されているが、特にこれらの函が修理の最初に選ばれた理由については未詳である。その後、第二次大戦をはさみ、東寺の新宝物館が竣工したのは一九六五年（昭和四〇）のことである⁽¹⁾。

さて、本冊に収録した二九〇通余りの文書のうち一二〇余通は年未詳の文書である。編纂にあたっては、できる限り年号の推定を試み、その根拠を按文に簡略に記載しよう努めた。年号考察にあたっては、東寺文書中の関連文書を探索するとともに、当該時期の畿内情勢を考察した研究に多くの教示を受けたので、ここでは特に細川・三好政権の研究、東寺鎮守八幡宮領山城国久世荘を素材とした研究のうち、近年の成果の一部に限って注にあげておく⁽²⁾。しかしながら、なお考察の疎漏や誤謬は免れない。本史料集の利用にあたっては、よろしく検証をお願いするとともに、修正が必要なものについては、ご教示をお願いしたい。

次に、収録した文書について簡単に触れておくことにする。

「そ函」の既刊分は東寺廿一口供僧方管轄下の文書が多く部分を占めていたが、本冊収録分のこの函の文書は、若干の西九条関係の文書、寺内鎮守八幡宮関係の文書、祈禱関係文書等を除き、ほかはすべて東寺鎮守八幡宮領山城国久世上下荘関係の文書であり、既刊の「れ函」や本冊収録の「つ函」の中にも、関連する文書が混入して存在している。さらに、その内容は、文龜元年（一五〇一）九月、細川政元の下知により、安富元家が上久世荘百姓中に、当荘公文正員寒川左馬允知行分の抱え置きを命じて以降（り函二三〇号）、この武家の闕所地に取り込まれて収納困難となっていく東寺本役分の回復を目指した東寺寺僧と時々の政権との交渉に関連する文書、そして武家給人の勢力が荘内に入り込んでくる状況下での地下の収納に関わる文書がその大部分である。

その中で、まず記しておきたいのは、享祿三年（一五三〇）のものとして推定される十月二十五日付高島長信奉書案（本冊そ一六八号）の中にみえる「惣問安堵御下知」についてである。惣問下知状については、これまでに、黒川直則氏と馬部隆弘氏によって考察がなされている⁽³⁾。

黒川報告は、口頭によるもので詳細な要旨レジメがなく、まとめが難しいが、戦国期の山城国上久世荘の文書を素材として、享祿三年に初めて現れる惣問下知状の存在と発給の経緯を検討し、それが、これまでの惣寺領安堵状にかわるものであることを指摘したものである。惣問下知状の発給を導いた在地の複雑な構造、すなわち与力・被官関係をはじめとする多数の人的関係

や、権力相互の関係、中次の制度なども考察している。

馬部氏は、細川晴元政権の京都支配の様相を考察する一環として、柳本甚次郎・内海久長と高島長信との関係を検討し、惣問下知についても触れており、「惣問」ということばに所領全体を意味する事例があることから、「惣問御下知」は、「東寺領境内并所々散在田畠屋地山林等当知行分事」を安堵した享祿三年十月十七日の京兆家奉行奉書に該当することを明らかにした。本冊には、この京兆家奉行奉書そのものを収録しているため、以下、重複部分もあるが、少し違った視点から、この惣問下知状の機能についての両氏の結論を確認し、細川晴元政権の動向を考える素材を提示してみたい。

「惣問」ということばは、早くは弘安三年（一二八〇）八月日付藤原永基所帯惣問帳案（鎌倉遺文）一九卷一四〇六七）に見える。この文書は、筑後国高良宮在国司であった藤原永基が、在国司職に基づく先祖相伝の所帯所職を子息らに分割譲与するために列記し、「為後日、惣問之状如件」と結んだものである。つまり、何らかの事物（ここでは所領諸職）についてすべてを一覧できるように書き上げた記録を示すことばであり、「惣問安堵」は一連の所領所職に対する安堵であるといえる。また「御評定始条目」（影写本、松田英致著）にみえる「大間安堵事」は、本知行地所を当知行に任せて安堵する場合の文書ひな形を示しており、本知行地の大間書きあげに由来する用語であるとみれば、そこから類推して「惣問」も同様の由来をもつことばであるといえるだろう。「惣問下知状」は、黒川・馬部両氏の指摘通り、惣寺領安堵と同様に、東寺の列挙した当知行地総体に対する安堵状を意味するものであったと考えられる。

享祿三年の惣問の下知状は二通あり⁽⁴⁾、いずれも享祿三年十月十七日付細川晴元奉行人茨木長隆奉書の形式で、東寺雑掌充てのもの（「東寺文書」五常之部札七号）と当所名主百姓中充てのもの（本冊つ二二二号）がそれに当たるとみられる。それぞれ「東寺領境内并所々散在田畠・屋地・山林等当知行分」について守護不入の地として領知を全うし祈禱の精誠を抽きんずること、年貢諸公事物等の沙汰を難渋しないことを命じた内容である。この惣問下知状以前の、室町幕府による惣寺領安堵の中に、この享祿三年惣問下知状と同様、「当寺境内并寺領所々」について、後宇多院御起請符の地、厳重御願所とし

て、段銭・棟別・地口・臨時課役以下の免除を認めた文明十八年（一四八六）六月十七日付奉行人連署奉書がある（卜函一三〇号）⁽⁵⁾。その「寺領所々」には「目録別紙に在り」の文言が付されているところから考えると、享祿三年の惣間下知状発給に際しても、東寺の当知行寺領目録が添えられていたと思われるが、その内容は以前と大分異なっていた可能性がある。幕府や朝廷からの、根本所領の惣安堵のあり方とは異なり、京都とその近郊を中心とした戦国期の東寺の経済的基盤を、京都周辺を實質支配していた政権から当知行地として安堵されるという、東寺における新たな惣安堵の形式を、ここに見ることができないのではないだろうか。

さらに興味深いのは、この享祿三年の惣間下知状の発給をめぐる政権内部の家臣団関係の文書を探ることによって、この年六月の柳本賢治死去後間もない時期の京都支配と細川晴元政権の寺社莊園領主への対応の様相が見えることである。こうした家臣団の構成とその動向を踏まえた政権のあり方については、注(2)にあげた馬部隆弘氏の研究によって進捗著しいところがあるが、あらたな具体例をそこに加えることができるだろう。

東寺では、惣間安堵の申請を、京都にいた柳本の有力家臣である内海久長を通じて行っている（い函一一七号、ら函七八号、「東寺文書」六藝之部射二〇号など）。その筋は堺の細川晴元方の高島長信にまた通じ、惣間安堵の下知状も長信が主体となって十月十七日に発給されたようである。さらに、この下知状発給後間もない同月二十五日には、東寺領諸名主中・百姓中充てに、惣間安堵下知にもかかわらず、久世荘内の名主・給人の東寺本所分年貢諸公事物の無沙汰が続いているので、直納として納めるように命じた長信奉書が重ねて出されている（本冊そ一六八号）。ところがこれらの文書に対して、寺領上野荘と上久世荘において、武家給人への安堵地がすでにあるとの訴えが出され、特に上久世荘には晴元側近可竹軒周聡の知行地があったことが明らかにになると、長信は、可竹軒の給地に干渉する意図はなかった、百姓等の難法に対処してほしいという東寺からの要求のままに折紙を遣わしたことで面目を失ったとして、無用の惣間安堵下知状の返還を、東寺の使に対して強く伝えている（本冊つ一五三号、口函七二号、「東寺文書」六藝之部射一九号など）。こうした享祿三年の惣間安堵下知状発給をめぐる経緯は、可

竹軒の優位と同時に他の側近の裁量も示しており、細川晴元政権の、この頃の意思決定のあり方を示唆してくれているように思う。

次に、細川氏綱が河内の遊佐長教と連携して堺・摂津から京都に勢力を伸ばしてきた天文十五年（一五四六）の文書として注目できるのが、本冊そ一八一号から一九一号に至る一一通の文書である。遊佐方の平盛知に、氏綱が上久世荘公文寒川分の知行を承認したことに関連するもので、このうち年未詳の、そ一八四号―一八九号は、料紙の端裏や奥に小さく記された日付の記載が同筆であることをもって一連の関連文書としてグループピングすることができ、それが年号比定の一助となるが、いずれも内容から天文十五年の細川氏綱派の動向の中に位置づけることができる⁽⁶⁾。

氏綱は、細川晴元配下にあった武家闕所地上久世荘公文分を、同年十月、平盛知に充て行っている（『大日本古文書 東寺文書之十七』れ一一七・一八号、本冊そ一八三号）。名目的には、公文給に系譜を持つような名主職・本役共一円に公文の得分となる土地が武家の闕所地となるのであるが、實質は、公文が名主得分を取収する公文名の本役分や、公文が名主得分の取収を代替する名の本役分など、本来東寺に取収されるべき本役分も侵食されていたから⁽⁷⁾、東寺は一貫して、鎮守八幡宮放生会用途としての本役の確実な取収を望み、諸方を通じて働きかけを行っていた。その訴訟の直接の相手方は、この時は遊佐長教と公文分の給人となった平盛知であったとみられるが、東寺が頼みとする方は、足利義晴側近の大館晴光、奉公衆の小坂章治⁽⁸⁾、遊佐方の本間源右衛門、氏綱奉行人松田守興らであり、ここに東寺奉行の松田盛秀もかわっていた様子⁽⁹⁾がうかがわれる。そして、それらの人々と連絡をとりつつ、実際の交渉調整を行っていたのが一連の関連文書の中に四通の書状を残している米谷慶将、およびその書状の中に見える西尾など上使と呼ばれる者たちであった。米谷慶将は、今のところ他の史料にその名を見出すことができていないが、摂津国河辺郡にあった米谷荘（賀茂別雷神社領・多田院領）の地名に関係があるとすれば、細川氏被官であった可能性が大きいと思われる。米谷の交渉は、上意の安堵を得るよう働きかけることも勿論であっただろうが、平盛知に替地をあてることができないかどうか打診すること、上久世荘の実際の取納の員数を把握し、この年の東寺の取納・

算用を実現させることなど、莊園の実務にまで入り込んで訴訟に対応することであった。ここに、莊園の地下の問題に対する政権の対応の仕方と、その対応をどのような武家階層が担ったかが具体的に示されている。近年研究が精緻化してきている被官・与力制など、細川政権以降の畿内の権力編成のあり方にも関わる文書であろう。

いまだ調査が十分でないが、天文十五年十一月時点で、細川氏綱勢力と幕府足利晴元方との通交が確認できること、あるいは、遊佐長教はじめ書状の関係者がことごとく普請に忙殺されていることなど、当時の情勢も読み取ることができるといえるだろう。

さて次いで、「つ函」は、寛元元年（一二四三）より永祿二、三年頃（一五五九、六〇）に至るまでの文書を収めているが、「れ函」や「そ函」の前半部と同様に東寺廿一口供僧管轄下の文書を中心に収納しているものと考えられる。廿一口供僧は、東寺僧侶集団の要であるから、管轄下の事項は多方面にわたっている。巷所を含む洛中洛外の散在所領に関わる文書⁽¹⁰⁾（地口免除のための敷地注文、住人の申状、在地人年貢請文、幕府料所知行関係、そして多くは訴訟に関わる文書、播磨国矢野荘、山城国植松荘・上野上桂荘・拝師荘、摂津国垂水荘、大和国河原城荘などの莊園関係文書、御影堂大師生身供料関係、御影供関係、祈禱・巻数返事、東山山荘普請・移徙関係、千手堂供花関係、不動堂預職など寺官の所職相論、神泉苑等々、大きく括れば供僧が拠点とした西院御影堂を中心にして、寺内のさまざまな活動に関わる文書と、山城国紀伊・乙訓郡という近郊地域に関わる文書が多く収納されているといえるだろう。そして、それらに加えて、廿一口供僧方と関わりが深く、廿一口方年預が康暦元年（一二七九）から応永十三年（一四〇六）まで奉行を兼帯した⁽¹¹⁾造営方の文書（実相寺造営料、造営料所山城国東西九条・巷所関係）、本供僧方の莊園（伊予国弓削嶋荘、大和国平野殿荘、若狭国太良荘、丹波国大山荘）、最勝光院方備中国新見荘、宝莊嚴院方近江国三村莊嶋郷に関わる文書が断片的にみえるほか、「れ函」「そ函」の文書と関連する鎮守八幡宮供僧方の山城国久世上下莊関係の文書がある程度まとまっている。

収録文書のいくつかについて内容をみてみる。

つ一二号の至徳二年（一三八五）正月二十三日付西大路隆仲書状案は、東寺御影堂弘法大師生身供料として年貢のうちから毎月百疋を東寺に進めていた丹波国野口荘上村に関わる文書である。生身供料の下行のないこと、その理由として、地下錯乱の上、知行主に交代があったらしいことを聞き及んだので、新しい知行主（給主）が誰なのかについての情報が欲しいということ、崇光上皇女房に充てて尋ねたものである。野口荘については、丹波国船井・桑田両郡にまたがる領域の複合的構造や、各領域の知行権を付与された給主（領家職）の変遷について、最近榎原雅治氏が明らかにしており⁽¹²⁾、東寺に関わる同荘上村の当時の給主については、至徳元年までは四条顕保であり同二年正月十七日以降は春屋妙葩であったことが示されている。本号文書は、まさにその給主の変わり目にあたって出されたものである。

東寺の収納の実際について、本号及び百合文書中の関連文書を手掛かりに、より細かく見てみれば、伏見殿崇光上皇の近臣であり、東寺供僧が伏見宮のために執行した仁王経修法の巻数返事を出すなど、崇光と東寺との間の取次ぎも行っていた西大路隆仲が、毎月の生身供料足の受け取りや未下行分の立替などに関わっていたようにみえる（無号之部四〇号、毛函二三号）。また、この時交代した新給主春屋妙葩のもとでも、東寺と春屋側との取次ぎを伏見殿に近かった伏見行蔵庵主明顕が行っており（毛函二五・二八号、レ函八一号、マ函七〇号）、莊園料足の確実な進納には、寄進の旨趣を保持していこうとする施主・寺院双方の意志と手当が必要であったことをよく示しているし、また取次ぎ役の機能にも注目すべきところがある。

なお、やはり野口荘役に関連する、つ二号文書は、一般に亀山上皇院宣案との文書名が付与されているが、平時継を奉者としていたところからみて⁽¹³⁾、野口荘を含む長講堂領を管領していた後深草上皇院宣案とすべきである。

つ一四四号の（年未詳）十二月十一日付垣生通安書状は、関連文書より文安元年（一四四四）以降同四年に至る間のもので推定され、同日付で出されている金蓮院法印御房充ての河野通春書状（ヤ函二三六号）と同筆であることから、家臣によるその副状といふべき文書である。河野通春（犬法師丸）は、亡父河野通元が、伊予国味酒郷上方地頭職を長日祈禱のために東寺不動

堂に寄進したことにならつて（観智院金剛藏聖教特五箱、『東寺文書聚影』五〇五号）、嘉吉三年（一四四三）十二月二十二日にこの所領から毎年祈禱料一万疋を運送することを申し出て、東寺金蓮院法印泉慶に寺家への取成しを願っている（さ函一一〇号）。当時、中央政局とも連動しながら展開していた一族河野教通との家督や守護職をめぐる抗争の中で、東寺に無為の祈禱を要請したものである。その後、本号文書と同日付で一具に出されたヤ函の書状は、祈禱の効力に謝しながらも、祈禱料の遅延を伝える内容となっている。政治的な動きを背景にみる一方で、守護クラスの武家による東寺への信仰と、直接の祈禱料寄進の実例として、東寺文書の中では貴重な事例であると思う。

そのほか、つ二一号にまとめられた一連の東寺領信濃小路堀川・唐橋猪熊巷所に関する文書は、他の関連文書（エ函七三号など）と併せて、京都という都市において、個人が設けた阿弥陀堂・地藏堂などの堂舎が町の住民のものとして信仰の対象となり、共通の拠りどころとして運営されていくようになる過程、そこにその地の領主がどのようにかかわっていくのか、といった課題の素材として取り上げられてきた¹⁴⁾。

また、つ八八〜九〇・一一四号は、文亀二年（一五〇二）六月に起こった東寺と上鳥羽との合戦についての史料である。やはり多くの関連文書があり（ツ函二二六〜二三三・二二八号、ケ函二五二・二五三号、「東寺文書」六藝之部射一九号）、幕府、細川京兆家、荘園領主、村落の動向を通して、この地域の合力体制について考察する際の欠かせない史料である¹⁵⁾。

ところで、本冊の文書の中には、一般の辞書にはびつたりとくる適切な語解のないことばがいくつもあることも興味深い。たとえば「火をつかみ」（そ一一二号）、あるいは「明日九日好日に候間、句を立て候て納所致すべきのよし」（そ一四五号）、「明日名主方しゆん（句）にて候」（「明後日は公文分本役のしゆんにて候」（そ一六六号）、「来盆以前に句お立て、五石分寺納致すべく候」（そ一七八号）などの語と用法である。「火をつかむ」は、鉄火起請にしては時期が早いので、強い決意をもって対立関係に入ることを示す用語かもしれない。「句」については、ほかに「百合文書」の久世荘関係の文書中に、「久世旬之日」（ね函二六号「鎮守供僧方評定引付」長享元年（一四

八七）十一月二十五日条）などのごとくしばしば見られ、収納の作法・遂行に関わる用語であろう。他に段銭の収納の例なども見える（ケ函三二一号）。なお事例を探りたい。

本冊の最後に収録した「ね函」は、東寺鎮守八幡宮供僧評定引付の函である。中に一通、どの供僧組織のものか未詳の引付が含まれているが、記事の内容、評定出仕の僧の交名、同方奉行の就任時期や筆跡などから、応永七年（一四〇〇）の学衆方引付（ネ函第七〇号）の後欠部分であることが判明したため、それを、ね一号に配列した。この学衆方引付の年号比定については、最近、古田功治氏が、史料の形態にも注目して詳細に検証しているので、参照されたい¹⁶⁾。

ね二号・三号は、長祿三（一四五九）・四年、寛正元・二年の鎮守八幡宮供僧評定引付である。長祿・寛正・文正年間の鎮守八幡宮供僧評定引付については、大日本史料の未刊部分にあたり、まとまった翻刻が刊行されるのは初めてのこととなる。

内容は周知のものも多い。例えば、山城国西岡辺の土一揆蜂起の風聞に対し、この地域を統制しようとする幕府が、起請奉行飯尾之種と荘園領主東寺鎮守八幡宮供僧を介して行った久世上下荘における対処の方策を記した記事がそのひとつである（ね二号）。久世荘から幕府に提出された、徳政に与同する者はいない旨の起請正文の土代が「い函」に存在し（長祿三年九月『大日本古文书 東寺文書之六』を三〇三号、を函二二五号）、荘内一五歳以上の男子が侍分と地下分とに分かれて署名していることが、この時代の村落における身分差を明示した史料としてよく知られている。

このほか、室町御所造作料として山城国に賦課された棟別銭を、幕府棟別奉行清貞秀が、直接久世荘家に配下を入部させて徴収する事例（長祿三年七・八月、ね二号）、そして、西岡地域のいくつつかの系統の桂川用水をめぐる相論や、領主に対する井料下行の要求などについての多くの記事が目される。長祿四年二月から三月にかけて、西岡下郷が新溝を掘るとの風聞があり、それによって荘内耕地失墜の被害をこうむる上郷所属の諸荘園・諸本所が寄り合つて、細川持賢を通じて幕府に新溝停止を提訴する訴訟の事例も、「を函」にまとまっている関連文書と併せて興味深いところである（ね二号）。

注

- (1) 新見康子「東寺宝物館の陳列と展示―宝物と文化財保護制度―」(『博物館学年報』四八、二〇一七年)。上島有「東寺・東寺文書の研究」(『東部第三章第七節 昭和初期の東寺文書(思文閣出版、一九九八年)』。『東寺文書十万通の世界』七三頁(東寺宝物館、一九九七年)。
- (2) 京都府立京都学・歴史館(京都府立総合資料館)『東寺百合文書』既刊一〜十四巻。武田修「寒川家光の花押について」(『京都府立総合資料館 資料館紀要』八、一九八〇年、『日本古文书学論集』8 中世4 室町時代の武家文書(吉川弘文館、一九八七年)にも収録)。馬部隆弘『戦国期細川権力の研究』(吉川弘文館、二〇一八年)。天野忠幸『増補版戦国期三好政権の研究』第一部第四章など(清文堂、二〇一五年)。小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』第一部第五章・第四部第一章など(清文堂、二〇〇三年)。阿部匡伯「十河一存の畿内活動と三好権力」(『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第四一集、二〇一九年)。黒田紘一郎「高島甚九郎伝」(『中世都市京都の研究』校倉書房、一九九六年、初出一九九一年)。高木純一「山城国上久世荘における被官化状況と細川氏権力」(『中世後期の京郊荘園村落』吉川弘文館、二〇二一年)。
- (3) 第三期第十三回東寺文書研究会における口頭報告「惣問の下知状とその背景―戦国期上久世荘の史料紹介―」(二〇〇六年八月)。馬部隆弘「柳本甚次郎と配下の動向」(『大阪大谷大学歴史文化研究』一九、二〇一九年)。本報告で取り上げるのは、享禄三年の細川晴元政権による惣問下知状であるが、黒川・馬部両氏ともに、天文年間の細川氏綱・三好長慶政権による惣問下知状にも言及している。
- (4) ここにおける下知状が「惣問下知状」といわれたものであることは、たとえば、東寺が対外交渉のために遣わした料足の算用記録である五方散用状(ら函七八号)に、享禄三年十月二十四日に一貫五百文を「惣問御下知を御申につきこれを下す」と見えることなどによっている。
- (5) 文明十八年の室町幕府奉行人連署奉書が、東寺において「寺領惣安堵」の内容を備えたものであると認識されていたことについては、明応二年五月二十六日寺領惣安堵目録(テ函一五一号)に、「惣寺領諸役免除御

- 奉書」と記載されていることから明らかである。土山祐之「新見荘と寺領惣安堵」(海老澤衷・高橋敏子編『中世荘園の環境・構造と地域社会―備中国新見荘をひらく―』勉誠出版、二〇一四年)参照。
- (6) この同筆の端裏書を根拠とする年未詳文書のグルーピングには、『大日本古文書 東寺文書之一』い九八号(い函一二三三号)の、(天文十五年)十一月廿四日松田守興書状も含まれる。他に主な関連文書として、『東寺百合文書』口函一三四号、『大日本古文書 東寺文書之十七』れ一九号(れ函一一七号)などがある。
- (7) 田中倫子「戦国期における荘園村落と取収」(『史林』六二―六、一九七九年)。
- (8) 天文五年閏十月六日小坂量治売券案(「久我家文書」)の小坂山城守量治は、影写本「久我家文書」の画像によれば、「章治」と読むのではないだろうか。
- (9) 米谷慶将書状の充所に「松孫」と見える人物が誰にあたるのか、判然としない。大日本古文書傍注では「松田盛秀カ、孫右衛門尉」としたが、松田盛秀は享禄四年二月二十二日以前(『教王護国寺文書』二四四三号)に、すでに対馬守となっているので、呼称に齟齬がある。
- (10) 散在所領の所在地・関連手継文書については、次の論文に詳しい。橋本初子「中世東寺の散在仏事料所と伝来の文書について」(『中世東寺と弘法大師信仰』思文閣出版、一九九〇年)、西谷正浩「中世東寺の散在所領について」(一)〜(五) 文書目録と解説・(六) 付地域別一覧(『福岡大学人文論叢』三〇(一)〜(四)・三一(一)〜(二)、一九九八・九九)。
- (11) 康正三年造営方法式条々引付(け函七号)。翻刻は、小寺泰二「東寺造営方奉行について」(『京都府立総合資料館』資料館紀要』二二、一九九四年)。
- (12) 榎原雅治「高山寺所蔵の二つの「神尾山一切経藏領古図」と丹波国野口庄」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』九三、二〇二一年)。
- (13) 本郷和人「廷臣小伝」(『中世朝廷訴訟の研究』東京大学出版会、一九九五年)。科学研究成果報告書基盤研究(B)(2)「論旨・院宣の網羅的収集によ

る婦納的研究」(研究代表者近藤成一、一九九九年)。

- (14)馬田綾子「東寺百合文書と民衆史研究」(京都府立総合資料館編『東寺百合文書にみる日本の中世』京都新聞社、一九九八年)、同「都市史料」としてみた「東寺百合文書」(『中世都市研究』六、新人物往来社、一九九九年)。

(15)田中倫子「東寺の合力要請」(池上裕子・稲葉継陽編『展望日本歴史二

二 戦国社会』東京堂出版、二〇〇一年、初出一九八八年)。

- (16)古田功治「中世東寺文書における「評定引付」とその断簡等の復元」(『古文書研究』九〇、二〇二〇年)。

(例言四頁、目次二三頁、本文三二六頁、花押一覽一七丁、文書番号対照表六頁、本体価格八、四〇〇円)

『大日本古記録 平記 上』出版報告

尾上陽介

『平記』は、平安時代中期から末期にかけて代々が藏人や檢非違使などの実務官僚や撰閥家の家司として活躍した桓武平氏高棟王流の六名、すなわち平親信(天慶九年(九四六)生、寛仁元年(一〇一七)薨、平範圍(親信孫、生没年未詳)、平行親(範圍弟、生没年未詳)、平定家(行親男、生没年未詳)、平知信(範圍孫、生年未詳、天養元年(一一四四)卒)、平時信(知信男、長治元年(一一〇四)生、久安五年(一一四九)卒)の日記である。それぞれ記主毎に「親信卿記」「天延二年記」/「範圍朝臣記」/「行親記」/「定家朝臣記」「康平記」/「知信朝臣記」/「時信記」「贈左府時信公記」等の個別の呼称もあるが、大日本古記録として刊行するのに際し、書名には一般に通用している『平記』の総称を用いた。

本書の刊行は全二冊を予定し、本冊には親信・範圍・行親・定家の日記を取めた。下冊には知信・時信の日記と、解題・索引等を附収する。

『平記』の原本は今のところ全く存在を確認できないが、平安時代後期に平信範(知信男、時信弟)らが書写した古写本(重要文化財)が公益財団法人陽明文庫に十卷(親信四卷・行親一卷・定家一卷・知信二卷・時信二

卷)、京都大学附属図書館に二卷(範圍一卷・知信一卷)、計十二卷所蔵されている。これらは本来、一括して信範が仕えた近衛家に伝来していたもので、京都大学所蔵の二卷は延宝五年(一六七七)頃に信範の子孫である平松家に『兵範記』古写本とともに移されたものである(京都大学附属図書館所蔵『兵範記由来書』)。

古写本には何れも巻頭部分を中心に破損の痕跡が多く見られ(大日本古記録巻頭図版参照)、全体に裏打ちが施されている。陽明文庫所蔵の十巻には全て黄土色の後補表紙が付され、近衛信尹(一五六五〜一六一四)の筆跡で所収年月の打付書があり、およそ十七世紀初頭には現在の装幀となっていたようである。一方、京都大学所蔵の二卷は白茶地地菱紋紗後補表紙に題簽が貼付され、裏打ちも本文料紙より一程程度上下に大きいものとなっている。これらの装幀はおそらく平松家に入った後に施されたものと思われる。

このほか、陽明文庫には現在古写本の所在が不明である知信の天承二年七月〜十二月記影写本も所蔵されており、近世にはこれを加えた少なくとも十三巻の古写本が存在していたことが確実である。管見の限り、古写本は基本的に全ての新写本の祖本となっており、これらが存在する部分は全てこれを底本とする。

本冊に収載した『平記』の構成は以下の通りである。

- 親信…①天禄三年(九七二)三月(前欠)〜十二月記
 - 天延元年(九七三)正月〜六月記
 - 天延二年正月〜六月記
 - 天延二年七月〜十二月記
 - 範圍…⑤長元九年(一〇三六)四月(前欠)〜十二月記
 - 永承三年(一〇四八)十月藤原頼通高野山参詣記
 - 行親…⑦長暦元年(一〇三七)正月〜十二月記
 - 定家…⑧天喜元年(一〇五三)二月〜同五年十一月記
 - 康平元年(一〇五八)二月〜同三年十二月記
 - 康平四年正月〜同五年十二月記
- 以下、それぞれの底本等について簡単に触れておく。
- 親信の底本は全て陽明文庫所蔵の古写本で、①は史料番号(以下同)第

十三函一号(全三一張、法量縦二九・二糎)、②は第十三函二号(全一八張、法量縦二八・八糎)、③は第十三函三号(全二二張、法量縦二九・一糎)、④は第十三函四号(全一九張、法量縦二九・九糎)である。

①巻末の奥書によれば、親信の日記原本は知信のところに伝来していたが、保安年中の火災で焼失したため、平実親(時範男、定家孫)所蔵の行親書写本を長承二年(一一三三)二月に信範が書写したという。

①にはおよそ幅五三・四糎前後の料紙が用いられているが、天禄三年八月十三日条途中から十六日条末尾までを記す第一三張は四四・〇糎で少し小さく、十六日条の次(即ち第一三張の奥)には一行分の空白がある。第一三張までと第一四張以降では書風が異なっており、別に書写していたものをここで接続し、その際などに第一三張奥の余白部分を一〇糎弱削除したことが想定されよう。

また、天禄三年十月八日条途中より十一月一日条途中までを記す第二〇張から第二二張は、それぞれ幅一二・三糎/二六・〇糎/一四・四糎となっていて、何らかの作為があったと思われる。このうちの第二一張には「天禄三十」という後人の端裏書が見え、病状が重篤な太政大臣藤原伊尹の上表と勅許についての二十一日条と二十三日条が記されている。

親信の日記については、山本信吉『親信卿記の研究』(撰関時代史論考)所収、吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九六九年)や佐藤宗諄先生退官記念論文集刊行会編『親信卿記の研究』(思文閣出版、二〇〇五年)らにより、現状の古写本は原日記から部類されていた記事を再び年月日順に復原したもので、復原に際し誤入・重複したと考えられる記事が存在することが指摘されており、特に天禄三年十一月の伊尹薨去に関する記事がまとまって天延二年十一月記に重複している(一日・二日・五日条)。

先の第二〇張から第二二張までの幅を合計するとほぼ一紙分となることを考えると、元来一紙であったものから、伊尹薨去に関連する十月二十一日・二十三日条を切り出して天延二年記へ挿入しようとした後に誤りに気付き、正しい年月を端裏に記入したうえで、再び元の位置に貼り継いで戻したことが想定し得る。ここでは一つの可能性として指摘しておく。

残る②③④の料紙幅には特異な点はなく、②は五三・五糎程度、③は五

三・六糎程度、④は五四・八糎程度の紙に書写されている。親信の古写本四巻では④のみ少し大きい料紙が用いられている。

●範囲の⑤の底本は京都大学附属図書館所蔵の古写本(平松家旧蔵、請求記号三ノノ/二)で、全四七張、法量縦三〇・一糎(裏打紙を含む。原紙は縦二九・〇糎)である。京都大学図書館機構ホームページの「京都大学貴重資料デジタルアーカイブ」から公開されているカラー画像を利用するとともに、陽明文庫所蔵の影写本(史料番号第十三函五号)により欠損を補った。

前欠で、長元九年四月十七日条途中からの第一張は大きく下方が破損しているが、第二張以降はおよそ五四糎前後の料紙となっているようである。

巻末の奥書によれば、焼け残っていた範囲の日記原本が知信のところに伝来していたが、やはり保安年中の火災で完全に焼失したため、実親所蔵本を長承二年四月に信範が書写したという。

⑥は他の部分と性格が異なり、永承三年十月十一日からの関白藤原頼通高山山参詣に範囲が供奉した際の別記である。底本には国立公文書館所蔵の新写本『高野山御参詣記』(請求番号一四五/九八一、和学講談所旧蔵、一冊、法量縦二七・二×横一八・五糎、以下アとする)を用い、京都府立京都学・歴史館所蔵の室町時代前期古写本『宇治関白高野山御参詣記』(文書番号丙号外/六、東寺旧蔵、一巻、法量縦三〇・一糎、以下イとする)及び国立公文書館所蔵の新作本『高野山御参詣記』(請求番号一四五/九八四、伴直方・昌平坂学問所旧蔵、一冊、法量縦二七・〇×横一九・一糎、以下ウとする)により対校した。

この別記については、末松剛『宇治関白高野山御参詣記』(京都府立総合資料館本)の紹介と諸本について(『鳳翔学叢』五、二〇〇九年)が指摘するように、文化十一年(一一一四)に興田吉徒(若狭小浜藩の藩儒)がこれを書写した際に親本とした東寺観智院所蔵の古写本(以下Aとする)一巻があった。吉徒の書写奥書によると、古写本Aには応徳二年(一一〇八五)正月法勝寺用途注進状や治暦二年(一一〇六六)八月十三日御祈願用途状などの紙背文書があり、平安時代後期の書写と考えられる。吉徒書写本そのものは所在未詳であるが、その書写奥書を有する系統の本文は早く黒川春村編『歴代残闕日記』十二に収められ、宮内庁書陵部所蔵の明治十八年写本(函号二

五九／一八二)が影印版の『歴代残闕日記』(臨川書店、一九八九年版では第五冊に所収)として刊行され、『続々群書類従』五(国書刊行会、一九〇九年)などに翻刻されて流布している。

一方、東寺観智院には別に古写本(以下Bとする)が伝来していて、こちらは現在、『宇治閑白高野山御参詣記』という名称で京都府立京都学・歴史館に所蔵されている(前述イ)。紙背は応永二年(一三九五)具注暦で、上欄の余白に賢室(一三三三～九八)が日記を書き付けている。本来は全一八紙の具注暦を翻し、その第一四紙目までに書写されていたが、現在、残念ながら冒頭の一紙(具注暦では十二月十七日(曆跋部分))を欠く。十四世紀末頃の古写本として貴重であり、史料編纂所にはその影写本『高野御参詣記』が所蔵されている(請求番号三〇一五／八八、明治三十九年影写)。

右の古写本Aの現在の所在については未詳であるが、明治末頃には国学者谷森善臣の息男で官僚や貴族院議員として活躍した谷森真男(一八四七～一九二四)が所蔵していた。国立公文書館所蔵『高野山御参詣記』(前述ウ)本文末尾(第三〇丁裏)の貼紙には、「谷森真男此書ノ原本(一卷)ヲ所持セリ」(下略)という明治十九年十月三十日付重野安禪識語が見える。史料編纂所所蔵の台紙付写真『高野山参詣記』(請求記号一八二／一八八八)は谷森真男所蔵本の末尾(永承三年十月二十日条途中「幔為御船寄所」より奥書「一校了」まで)を撮影したもので、僅かな部分ではあるが、今のところ唯一、古写本Aの面影を伝えている。

これを元に諸本を比較すると、先に述べた興田吉従書写本系の本文は、ほぼ忠実に古写本Aの字配りや書体を残していることが判明する。一方、室町前期の古写本Bには首書が一切書写されておらず、古写本Aの体裁も残していない。そのため大日本古記録においては、新写本ではあるが吉従書写奥書を有し、平安後期古写本の体裁をよく伝えるAを底本とし、対校本としてイ(即ち古写本B)とウを用いた。イは古写本Aの転写本である可能性が高いが、Aが古写本Aを書写する際に判読できなかった文字を正確に読み取っている箇所が多い。また、ウの本文は一般的な新写本に過ぎないが、明治期に谷森真男所蔵であった古写本Aを用いて全体を校訂した痕跡があり、本文の文字を訂正するのみならず、虫損の形を含めて首書を補書している。さら

に、古写本Aに存在した紙背文書のうち他の写本で洩れているものを後表紙の次に七丁に亘って増補しており、その末尾には「明治四十二年十一月十六日谷森真男氏所蔵本ニ就テ之レヲ写シテ補足トス」という朱書がある。

●行親の⑦は陽明文庫所蔵の古写本(史料番号第十三函六号、全三三張、法量縦二九・二糶)を底本とした。前欠で、長暦元年正月十四日条途中からの第一張は大きく破損しているが、第二張以降はおよそ五一・八糶ほどの料紙が用いられている。このうち四月一日条を記す第八張は幅一・四糶しかなく、何らかの理由で料紙の大部分が切除されている。また、七月二十五日・二十六日条を記す第二〇張は二五・六糶、次の第二一張は四九・八糶となっており、他より小さい。料紙には天二本・地一本の罫線が引かれているが、その位置が第二〇張と第二一張では微妙にずれており、やはりそれぞれの奥と端を切除したことが想定される。

この古写本には大幅に切除された第八張を除く全ての料紙に紙背文書が見える。そこには信範書状の案文が多く含まれており(第五張・第六張・第一九張・第二九張、奥書こそないが、①や⑤と同じく信範らの手で書写されたものと思われる)。

紙背文書の年代を調べると、「甲斐権守」宛書状(第二二張・第二七張)は信範が甲斐権守に任じられた保延五年(一一三九)正月二十四日(『公卿補任』から、源盛業が甲斐権守となった康治二年(一一四三)正月二十七日(『本朝世紀』)頃までのものと思われる。また、本文中の「九月」廿一日「壬午」の記述から久安三年(一一四七)九月のものと考えられる平時信書状(第一七張)や、『本朝世紀』久安五年(一一四九)七月二日条に死没記事が見える権少僧都寛勝の書状(第三張・第四張・第二二張)がある。

以上から⑦が書写された時期については、①や⑤の長承二年よりは少なくとも十数年後にあたる久安四、五年以降、およそ十二世紀半ば頃と考えておきたい。

なお、古写本の正月二十九日条冒頭部分の破損箇所について、史料編纂所所蔵の徳大寺家旧蔵新写本(請求記号徳大寺家本二六／二二)には「今日主上渡御」という六文字が存在する。奥書によれば、この本は弘化四年(一八四七)三月に徳大寺公純が野宮定功所蔵本を書写したもので、親本である野

宮本は存在が確認できず（藤原重雄氏のご教示によれば、東京帝国大学図書館所蔵となっていて関東大震災で焼失した可能性が高い）、右の文字は他の諸本にも見えない。この箇所以外の徳大寺家本の内容は諸本と大差なく、優れた写本とも言い難いが、対校本として先の六文字を補っておいた。あるいは、書写の際に前後関係から本文を推測して補われた可能性もあろう。

●定家の⑧は陽明文庫所蔵の古写本（史料番号第十三函七号、全一六張、法量縦二九・〇糎）を底本とした。筆跡からみて既述の親信・範圍・行親の古写本と同じく信範らが書写したものであることは間違いないが、これは余裕をもった字配りで整然と書写されており、成立過程や時期が少し異なる印象を受ける。また、⑧が五分分、⑨が三分分、⑩が二分分の記事から抄出されて一巻あるいは一冊となっており、このように複数年の記事から抄出されているという点も違っている。

⑧の料紙は幅五三・三糎から五七・四糎までのものが多いが、これより小さい箇所もある。天二本・地一本の罫線の高さや筆跡を観察すると、第一張・第二張／第三張／第七張／第八張／第九張／第十二張／第十三張／第十六張でそれぞれ異なっており、これらは別個に書写されたものと考えられる。そして、接続される際にそれぞれの末尾の余白を切除したようで、第二張／第七張／第八張／第十二張の法量がそれぞれ二二・〇糎／二三・二糎／三二・八糎／四八・〇糎と小さくなっている（第八張については同日の記事が第九張に続いており、誤記部分を削除するなどの別の事情による可能性もある）。

⑨と⑩は同じく陽明文庫所蔵の古写本『平定家朝臣記』第二冊・第三冊（史料番号ⅡA三／二一四／二・三、法量各縦三二・一×横二三・〇糎）を底本とし、国立公文書館所蔵の古写本『尾張守平定家朝臣記』全四冊（請求番号一六〇／二〇一、法量各縦二六・七×横一九・二糎）により底本の誤脱を校訂した。陽明文庫の『平定家朝臣記』はいわゆる予楽院本で、近衛家熙（一六六七～一七三六）が作成させた上質の写本群の一つである。天喜元年から康平五年までの全三冊からなり、それぞれ表紙には家熙の筆跡で書名と所収年月が記されている。一方、⑨と⑩の康平元年～五年の部分は『康平記』という書名で『群書類従』巻四五〇（雑部五）に収められるなど、早く

から別になっており、『尾張守平定家朝臣記』はこの流布本系統のものである。それぞれの内容については本書を参照されたいが、親信は六位藏人・衛門尉・檢非違使、範圍は藏人・衛門佐、行親は少納言・中宮大進、定家は衛門佐という立場であった時期の日記であり、これらの役職に関する記事のほか、一貫して撰閲家の家司として関与した出来事が筆録されている。このような立場の記主のものとして、また並行する記録がほとんど存在しない時期のものとして、『平記』はまことに貴重な日記である。

本冊の編纂に当り、藤原重雄氏・小塩慶氏からは部室の枠を超えて御教示を得た。

（巻頭図版四頁、例言七頁、目次二頁、本文二九三頁、本体価格一六、〇〇〇円、岩波書店発行）

『大日本古記録 中院一品記 下』出版報告

井上 聡

『中院一品記』は南北朝期の貴族、中院通冬が記した日記で、建武三年（一三三六）から貞和五年（一三四九）に至る記事が知られている。本冊は二〇一八年六月に刊行した上巻に続くもので、康永元年（一三四二）八月から貞和五年十二月までの日記本文および紙背文書を収載した。また巻末には、附載として、解題・略系・略年譜・補訂表・索引を付している。索引については、これまでの『大日本古記録』の体裁から離れ、対象を人名・地名に限定したうえで、日条ならびに収載頁ごとに立項し、逐一本文に見える表記を掲げたところである。

本冊の編纂にあたり利用した底本は、次の通りである。

○康永元年八月以降記

国立公文書館所蔵『太政大臣拜賀雑事』（原本、古〇三三五―〇六二一〇）

国立公文書館所蔵『中院一品記』（原本、古〇三三三―〇五七三）

○貞和元年記

史料編纂所所蔵『中院一品記』巻八（原本、S〇〇七三一―三二一八）

国立公文書館所蔵『中院一品記』（原本、古〇三三三―〇五七三）

京都大学附属図書館所蔵『中院通冬記裏書文書』(写本、中院/Ⅱ/三二)

国立公文書館所蔵『中院一品記』(写本、一六二一〇六一三)

国立公文書館所蔵『康永公事日記』(原本、古〇三三〇五八五)

国立公文書館所蔵『弁官下文』(原本、古〇三三二〇五七二)

国立公文書館所蔵『国司解文』(原本、古〇三三二〇五四二)

国立公文書館所蔵『康永宣旨草』(原本、古〇三三二〇五六二)

東山御文庫収蔵『通冬卿記目録』(写本、勅封一七一四九)

史料編纂所所蔵『中院一品記』卷九(原本、S〇〇七三二一三一九)

○貞和三年春夏記

史料編纂所所蔵『中院一品記』卷十(原本、S〇〇七三二一三二一〇)

○貞和四年記

史料編纂所所蔵『中院一品記』卷十一(原本、S〇〇七三二一三二一一)

○貞和五年記

宮内庁書陵部所蔵『崇光天皇御即位記』(写本、伏見宮本、伏三三二)

自筆原本には原則として紙背文書があり、墨映文書も多く確認されている。翻刻にあたってはかかる情報につき遺漏のないよう努めた。また前巻に収載した暦応四年記・康永元年春夏記と同じく、康永元年八月以降記・貞和元年記においては、自筆原本の分解が著しい。ゆえに原本が欠ける箇所については、写本や目録をもって補った。なお貞和五年記は、洞院公賢が崇光天皇即位儀について作成した記録の一部であり、外弁を勤めた通冬が公賢の需めに応じて書き送った報告に相当することから、原本に準じて採録したが、自身の手になる儀式参加の記録であることから、原本に準じて採録したところである。

本冊が収載する期間は、通冬の二八歳から三五歳に相当する。貞和五年に正二位権大納言から同大納言に転じるなど、残された記事からは、さまざまな行事に出仕していた様子が伺える。しかしながら記事のない康永二年・三年には、父通頭の死去を契機とする服解(康永二年十二月)があり、それが長引いたことから翌三年は、他記録からもその活動を確認することができない。詳細な事情は不明ながら、復任が許されなかったらしく、『師守記』同年八月九日条)、十一月に春日神木が動座し、藤氏公卿出仕が困難となるこ

とで、漸く復任が認められている。翌四年正月に源氏長者・淳和奨学両院別に当に復帰すると、以後は朝儀のみならず光厳上皇・花園上皇が主催する院事へも忘ることなく出仕を続けている。こうした活動は、本記が終わる貞和五年を越えて、翌年へと続いていったようであるが、観応の擾乱が惹起すること、その活動は急速に見えなくなつてゆく。これは通冬が南北朝の対立のなかで、政治的姿勢を明確にせず、ついには南朝へと走つてしまったことがその原因と考えられる。そののち延文四年(一三五九)に北朝へと復し、朝儀への参加も許されるようになるが、彼の日記が継続していたのかは判然としない。

紙背文書については、総体として、本文の日条より見て、数日から半年程度遡る文書を料紙としているのが通例で、数年を遡るような事例や、本文より大幅に時期が下るといふものは見当たらない。これは本文体裁にある程度揺れがあるものの、原則として逐時的に日記を書き進めていたことを示しているのだろう。

巻頭函版としては、①国立公文書館所蔵『太政大臣拜賀雑事』第六張、②国立公文書館所蔵『中院一品記』第十・十一張、③国立公文書館所蔵『康永公事日記』下巻、第二・三張、④史料編纂所所蔵『中院一品記』卷九、第十一張、⑤史料編纂所所蔵『中院一品記』卷十、第十四張、⑥同、第十八張、⑦史料編纂所所蔵『中院一品記』卷十一、第二張紙背の七点を掲げた。史料学的にみて注目すべき箇所、もしくは本冊収載記事のうち内容的に重要と思われる箇所を選択している。

具体的にみると、①は本冊収載記事のうち冒頭に当たる康永元年八月五日条、②は同年十一月末から十二月冒頭に惹起した土岐頼遠の入京・処刑を記した箇所となる。③は通冬の源氏長者並に淳和奨学両院別当宣下に至る過程を詳細に記した貞和元年正月四日条、④は同年六月に造豊受大神宮上卿を命じられた際の宣旨原本で、同月二十五日条に貼り継がれたものである。⑤は冒頭に年月日を明記し、当該日条を一紙にまとめたものである(貞和三年三月二十七日条)。日記本文というよりは、その元となるメモと見るべきものであり、こうした体裁の記述は、貞和三年春夏記に多く確認されている。⑥は本記のなかで唯一料紙に罫紙を用いた箇所(貞和三年六月八・二十日条、

続く一九張との二張が野紙)、⑦は紙背文書のうち仮名書状の事例を掲げたところである。

本冊の刊行後、次の箇所誤りに誤りに気がついた。掲げて修正を請いたい。

一四〇頁 略年譜 貞和三年の一般事項

(誤)「息誕生」↓(正)「六・八直義二息誕生」

なお本冊の編纂にあたっては、各底本のご所蔵者にご理解・ご協力を賜った。また古記録室員はじめ多くの方々にご教示を仰いだところである。とりわけ宮崎肇氏(特任研究員)には紙背文書の解説にあたり諸事ご協力をいただいた。以上、各位に対して、記して感謝の意を表したい。(例言三頁、目次二頁、本文一一七頁、巻頭図版四頁、本体価格一四、〇〇〇円、岩波書店発行)

『日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集 原譯文編之五』 出版報告

岡 美穂子

本冊には、一五六一年十月(永祿四年八月)から一五六二年十二月(永祿五年十二月)までのイエズス会士による日本布教の記録(二〇点)の原文並びに訳文を収めた。前巻で導入した各書翰の原文と訳文を同巻収載とする形式を踏襲し、読者が原文と訳文を比較できることにより、史料集としての学術的性格を高めている。

本冊の特徴としては、薩摩の島津氏とイエズス会の関係性の変化が確認できる史料が複数含まれることである。島津忠良・貴久親子はキリスト教布教に対して寛容ではなかったことが知られるが、本冊に含まれるように一五六一年に島津貴久はポルトガルのインド副王とイエズス会インド管区長宛てに領内での布教保護を主張し、南蛮船入港の誘致を図っている。島津貴久の書翰はこれまでも邦訳が存在するが、誤訳なども含まれるため、今回改めて諸手稿写本を校合しながら原文制作並びに翻訳をおこなったことは意義がある。この島津氏の動きには、イエズス会修道士のルイス・デ・アルメイダが深く関わっており、一五六二年十月二十五日付の書翰(第一六二号)は数

多の貴重な情報を提供している。同アルメイダ書翰は、松田毅一監訳「十六・七世紀イエズス会日本報告集」シリーズ等にも翻訳が収載されてきたが、これらの翻訳は通称「エヴォラ版日本書翰集 *Cartas de Eora*」と呼ばれる一五九八年にイエズス会がポルトガル・エヴォラのコレジオで編纂した印刷物に原文を依拠している。「エヴォラ版日本書翰集」は検閲を経て、大幅な改稿や記述の削除がおこなわれていることが知られ、このアルメイダ書翰もそれに該当する。したがって、自筆書翰に極めて近いと思われる諸写本を校合して原文制作した上で翻訳することにより、これまで知られていなかった多くの新情報を訳出することができた。特筆するべきところでは、アルメイダが日常的に髭と頭髪を剃り、仏僧の装束を着用していると記すこと、大村領横瀬浦の開港が大友義鎮の意向によるものであったことが示唆されていることである。このアルメイダ書翰以外には、一五六二年十二月十日付のバルタザール・ガゴが日本からゴアに帰還後に記した書翰が興味深い。本書簡もまた、『エヴォラ版日本書翰集』に一応収載されるものの、大幅な改変が加えられている。日本を出発した後に遭遇した海難に関する記録や、付録にある中国の地理・政治制度などについてのまとまった見聞情報(本邦初翻訳)が特筆に値する。

なお本冊出版にあたり、J. Ruiz de Medina, *Documentos del Japon* から的一部転載について快く承諾してくださったローマ・イエズス会歴史文書館に御礼申し上げる。編纂にあたっては本所学術支援専門職員の高久充氏の助力を得た。

(訳文編：目次三頁、例言六頁、本文二八三頁、索引一八頁。原文編：目次三頁、例言三頁、本文一七〇頁、索引一〇頁、本体価格一七、九〇〇円)

『日本関係海外史料 オランダ商館長日記 譯文編之十三(上)』 出版報告

松井洋子・松方冬子・大東敬典

本冊は、原文編之十三所収の、一六五二年一月一日(慶安四年十一月二十日)より一六五三年十一月十日(承応二年九月二十日)に至るオランダ東インド会社長崎商館長の公務日記のうち、一六五二年八月三十一日(慶安五年

七月二十八日)までを全文翻訳したものである。当該期間は上級商務員アドリアーン・ファン・デル・ブルフの任期の一部に当たる(任期の始まる一六五一年十一月一日より一六五一年十二月三十一日までについては、本書原文編之十二、及び訳文編之十二に収録した)。なお、一六五二年十一月三日まで続くファン・デル・ブルフの任期の残りの期間、及び次に商館長を務めた上級商務員フレデリック・コイエットの日記は、本書訳文編之十三(下)に収録する。

また本冊の底本には、ファン・デル・ブルフの参府からの帰還を伝える一六五二年三月二十八日条の後に、彼の留守中長崎に残った次席が記した日記(本冊八〇〜八八頁)、ファン・デル・ブルフが長崎から江戸へ向かう旅の途中に通過した町や村のリスト(本冊八八〜九九頁)が加えられており、本冊はそれらの全文も記載している。

本冊所収記事中の主要な話題は、商館長ファン・デル・ブルフの参府である。一六五一年十二月二十七日に長崎を出発した(前冊参照)一行は、順調に旅を続け、翌年一月二十五日には江戸に到着、二月二十六日まで滞在した。

一六五一年六月八日(慶安四年四月二十日)に三代将軍徳川家光が没し、同年十月二日(慶安四年八月十八日)に家綱が襲封したことから、この年は新将軍への初めての拝礼献上となる。閣老の交代もあり、オランダ側は、持ってきた進物用品物のリストを作成するとともに、誰に何を送ればよいのか、大目付井上政重と在江戸の長崎奉行馬場利重に助言を求めた。井上等は、殉死した先の閣老たちにも、辞退されることを予想しながらも、礼儀上これまで通り贈物をするよう勧めている。

家綱への拝礼は予定通り二月七日に行なわれ、一行は二月十九日には再度登城して三閣老(阿部重次・松平信綱・酒井忠清)による暇の謁見と返礼の贈物を受けた。

その隙口頭で伝えられ、江戸出立前に大目付井上政重と長崎奉行馬場利重から書面で渡された、新将軍による通商許可の確認、ポルトガル人との通交禁止と情報提供の義務付け、中国船攻撃の禁止からなる将軍の命令書は、長崎で翻訳され、同年五月二十三日条に記されている(一一九〜一二二頁)。

一六四九年秋の使節派遣によって、オランダ人は幕府から貿易を許される

ことが確認されたことから、日蘭関係は安定に向かいつつあった。この年の拝礼と暇が異例の速さで実現したこの好機に、ファン・デル・ブルフは、二月二十二日に四点にわたる要望を示し、馬場利重の意見を聞くことにした。

すなわち、①船が到着した時すぐにバラストとして積み込めるよう、貿易期の前に銅を入手すること、②停泊中の船の昇降口の封印の免除、③最後の船の出発を毎年(日本暦)九月二十日から十日遅らせ九月末にすること、④新将軍から貿易許可の新しい「パス」を得ること、である。これに対し馬場は、銅の早期購入と積み込みについては奉行の権限で許可したが、昇降口の封印免除と船の出発期限については、将軍の命令であるとして回答を避けた。徳川家康・秀忠による通行許可の朱印状と同様な書面を含意する「パス」の交付については、他の者たちへの「パス」が発給されるときにはオランダ人にも与えられるだろうと馬場は述べたが、その後オランダ人に将軍から新たな渡航・貿易の許可証が発給されることはなかった。

ファン・デル・ブルフは江戸滞在中に、通例の献上・進物以外にも将軍や閣老などの要望に応え、様々な舶載品を進呈しており、日本側の珍品への関心を見ることが出来る。

井上が特に注目していたものの一つが、銃を仕込んだ杖と思われる武器である。試射と軍事に関する質問を受けるために三回にわたり井上邸に呼ばれたのが、ファン・デル・ブルフの使用人という資格で参府に同行していたスウェーデン軍人のオロフ・エリクソン・ヴィルマン・Olof Eriksson Willmanであった。彼の名は商館長日記には出てこないが、彼の日本旅行記には商館長以上の厚遇を受けたと書かれている(尾崎義訳・岩生成一校訂『新異国叢書6 セーリス日本渡航記/ヴィルマン日本滞在記』雄松堂出版、一九七〇年、三九頁)。

一六五二年五月二十四日条には、井上によって、将軍や閣老などのために翌年に向けて会社が手配を求められた「珍奇な品及び諸品」のリストが記載されている(一二三〜一三二頁)。日本側の興味は多岐にわたるが、ヨーロッパの医学に対する高い関心を見て取ることができる。井上が将軍と彼自身のために求めた品には、「ガラスの容器すなわち外科医の瀉血器」「包帯と膏薬の箱」「人体全身の解剖〔模型〕」が含まれ、井上の「坊主、すなわち日本

の医師」は、おそらく舶来書籍から知り得たのだろう、「ゴム・アンモニアク」¹「ゴム・ガルバナム」²「ゴム・オポバナクス」などの品を所望している。しかしそれらは、オランダ側にとつても「珍奇な品」であったのかもしれない。リストには、たとえ説明書きが付せられていても、何が求められているのか判然としないものも多く含まれる。「マジステリウム・コラリオルムの小瓶 二瓶」「乳の石 数点 授乳期の女性がそれを彼女の首に掛けると、母乳が溢れ出るようになるという石らしく、強く勧告される」「技術によって実物通りに作られた、ねじの付いた人工の鉄の手 四点 戦うために剣を、書くためにペンをそこに装着し、用いることができるもの」といった具合である。これらの品々は一体誰にとつての「珍品」だったのだろうか。

日本におけるオランダの立場が確実になるにつれ、長崎出島における貿易及び商館長による参府は形式化してゆく。そうした中で時折起る偶発的な出来事は、商館長に新鮮な興味を呼び起こしたようである。ファン・デル・ブルフの日記には、参府の帰路、袋井を過ぎた辺りで、同行していた長崎奉行の人員の一人が、彼の馬の前を行く槍持ちの槍に後ろから突つ込み重症を負い、オランダ側の外科医の応急処置を受けたこと、桑名へ渡るバルク船において、オランダ人の荷馬の一頭が飛び跳ねようとして胸から船の上に着ち、横倒しになったところ、別の馬に踏み殺されてしまったこと、平戸から長崎に向かう間逆風を受け艀權で進まざるを得なかった時、意外にも、後方の船は順風を得ていたことなどが記されている。こうしたいかにも些末な事件の記録からも、オランダの定着を感じ取ることができるだろう。

オランダ人の島からの外出についても、これまでより寛大に許可されるようになった。五月一日には商館長は一人のオランダ人を連れて葉草採しの名目での外出を認められており、長崎市中と郊外の散策、路上での奉行一行との遭遇を詳細に書き留めている。

平穏な日々の記述の行間から、オランダ人日本滞在中の種々の慣行が、次第に形成されていく様子を見て取ることができる。

本冊の本文の翻訳に関しては、イサベル・田中・ファンダーレン氏から多大の協力を得た。校正については、非常勤職員久礼克季、田中葉子、西澤美穂子氏も参加した。

(例言四頁、目次二頁、図版二頁、本文一九四頁、補注一四頁、本体価格七、八〇〇円)

『東京大学史料編纂所研究紀要』第三十二号

研究報告

平安期貴族社会における魚食禁忌について

中世起請文の成立と関白師通の急逝

青蓮院吉水藏慈円関係聖教について(上)

益田家文書における文書の集積と分散

東京帝国大学史料編纂掛からみる明治期の華族

—「往復」からの検討—

古文書料紙の科学研究

—陽明文庫所蔵史料および都城島津家伝来史料を例として—

小林理恵 遠藤基郎

寺尾美保 阿部泰郎・菊地大樹

久留島典子 久留島典子

寺尾美保 寺尾美保

『蘭領東インド外交文書集』 大東敬典・松方冬子・久礼克季・富田暁

東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信

第九二号 二〇二二年四月

巻頭図版「正保琉球国八山島絵図写」のうち八重干瀬付近

二〇二〇年度センター活動報告

史料紹介と研究

あやまって組み合わされた書状の復元

―「大日本古文書東大寺文書」編纂の事例から―

建暦元年「藏人所孔雀経御修法用途奉送状」

―醍醐寺地藏院旧蔵の宿紙文書―

史料保存技術室報告

史料編纂所所蔵模写本「立花宗茂画像」「蜷川親直画像」補彩報告

村岡ゆかり

研究プロジェクト報告

国宝「島津領国絵図」のデジタルスキニングの報告

文献案内

奈良国立博物館・東京文化財研究所編『国宝信貴山縁起絵巻調査報告書』

研究・資料編（同、二〇二〇年三月）（藤原重雄）／村木敬子「玩貨名物

記」に見る後鳥羽院本歌仙絵について」（かがみ）第五十号、大東急記念

文庫、二〇二〇年三月）（藤原重雄）

画像史料関係文献目録

活動抄録

第九三号 二〇二二年七月 特集『日本莊園絵図聚影』 积文編三の刊行

巻頭図版 伊勢国榑田川下流域絵図

史料紹介と研究

高山寺所蔵の二つの「神尾山一切経蔵領古図」と丹波国野口庄 榎原雅治

慶應義塾図書館蔵橋本経亮旧蔵「山城国上野莊差図（案）」・「山城国上野

莊坪付図」について
文献案内

土山祐之

樋笠逸人「鴨社古図（賀茂御祖神社絵図）」と賀茂社御参籠」（橋本政宣・

宇野日出生編『賀茂信仰の歴史と文化』神社史料研究会叢書第六輯、思文

閣出版、二〇二〇年四月）（藤原重雄）／熊本市熊本城調査研究センター

『特別史跡熊本城跡総括報告書』歴史資料編二〇一九年三月・同調査研究

編（二〇二〇年三月）（林晃弘）／公益財団法人元興寺文化財研究所『華

厳宗元興寺所蔵石造物調査報告書』（同、二〇二二年二月）（太田まり子）

／倉田喜弘編著『くどきぶしの世界』（ゆまに書房、二〇二〇年一月）

（三島暁子）

本所所蔵の画像史料『益菖図譜』

画像史料関係文献目録

活動抄録

藤原重雄

第九四号 二〇二二年一〇月

巻頭図版 長篠合戦図屏風部分

史料紹介と研究

慶應義塾図書館蔵橋本経亮旧蔵「山城国桂川用水差図」について

土山祐之

史料保存技術室報告

「長篠合戦図屏風」武将の対比画像

研究プロジェクト報告

花押データベースの公開

文献案内

小口康仁「成瀬家本「長篠合戦図屏風」における図様形式の一考察―絵図

から屏風へ―」（『日本近世美術研究』三、二〇二〇年）（金子拓）／高橋

修『戦国合戦図屏風の歴史学』（勉強出版、二〇二二年）（金子拓）

画像史料関係文献目録

活動抄録

井上 聡

第九五号 二〇二二年一月

巻頭図版「明治天皇宸翰御沙汰書」

史料紹介と研究

賀茂氏人花押考―左衛門大夫長頭の場合

金子 拓

享禄元年薬師寺焼亡の記録について

及川 亘・山本 潤

東京大学史料編纂所蔵明治天皇宸筆勅書の料紙調査報告

箱石 大・高島晶彦・渋谷綾子

史料保存技術室報告

自然科学的手法を用いた絵図の色料調査

村岡ゆかり

情報センター・画像センター共催研究会報告

公開研究会の開催とデジタルアーカイブの公開

黒嶋 敏

文献案内

村山卓「栗橋宿の「浅紅」と浅草紅粉屋諫蔵」(『東京考古学』第39号、東京考古談話会、二〇二二年六月)(太田まり子)／静岡県富士山世界遺産センター編『富士山巡礼路調査報告書 大宮・村山口登山道』(同、二〇

二二年三月)(藤原重雄)

画像史料関係文献目録

活動抄録

刊行物一覽

2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
	29 35	7	31		上 36	32	8 30		37
上	28	33 42 27 27	49	下 29	43 28 28	50 34		29 30 29	44
9 11 52	60 24 28		25 10 12 5 29	61 53	26 13 30	30 6	62	31 14	27 7
16 別集(真珠庵) ⁸ 中 5	22 7	16 6	17 6	23 8	下 上	別卷	別集(徳禪寺) ¹ 24 9	17 5	18 上 下
12	3	12			4	13			5 13上
57~60	61~64	65~68	積文編 2 69~72	73~76	77~80	81~84	85~88	積文編 3 89~91	92~95
47 23	48 24	49 25	50 26	51 27	52 28	53 29	54 30	55 31	56 32

部門	書名 / 刊行年度	2007	2008	2009	2010	2011
古代史料	大日本史料 第1編					
	正倉院文書目録			6		
	大日本史料 第2編				30	
	大日本史料 第3編	28				
	大日本古記録 勘例					
	大日本史料 第4編 大日本史料 第5編				34	
中世史料	大日本史料 第6編	47				48
	大日本史料 第7編				32	
	大日本古記録 碧山日録(全2冊)				41	
	大日本史料 第8編		25			26
	大日本史料 第9編		26		27	
	大日本史料 第10編 大日本史料 第11編	25				26
近世史料	大日本史料 第12編			59		
	大日本近世史料 細川家史料	21		22		23
	大日本近世史料 市中取締類集	28		29		
	大日本古記録 齋藤月岑日記		7		8	
	大日本近世史料 廣橋兼胤公武御用日記		9		10	
	大日本古文書 島津家文書				4	
	大日本維新史料 井伊家史料(全30冊) 大日本古文書 幕末外国関係文書			26 附録8		27
古文書・古事記	大日本古文書 東寺文書			15		
	大日本古文書 大徳寺文書		別集(真珠庵)7			
	大日本古文書 東大寺文書	20			21	
	大日本古文書 醍醐寺文書					15
	大日本古文書 益田家文書					4
	大日本古記録 中右記	6			別巻	
	大日本古記録 愚昧記(全3冊)			上		
	大日本古記録 平記					
	大日本古記録 民経記(全10冊)					
	大日本古記録 實躬卿記		6			7
	大日本古記録 中院一品記					
	大日本古記録 後深心院関白記(全6冊)	4				5
	大日本古記録 薩戒記 大日本古記録 後法成寺関白記(全4冊)		4			4
特殊史料	花押かがみ			8		
	日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集(原文)				3	
	日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集(譯文)					
	日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集(原譯文)					
	日本関係海外史料 オランダ商館長日記(原文)					
	日本関係海外史料 オランダ商館長日記(譯文)				11	
画像史料 解析センター	日本荘園絵図聚影					
	画像史料解析センター通信	37~40	41~44	45~48	49~52	53~56
所報・ 紀要・ その他	東京大学史料編纂所報	42	43	44	45	46
	東京大学史料編纂所研究紀要	18	19	20	21	22
	東京大学史料編纂所影印叢書	1,2	3,4	5,6		